

# 第3期北方町 地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和2年3月

北方町

北方町社会福祉協議会



# 目次

<b>第1章 計画の策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 地域福祉計画策定の趣旨.....	1
2 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係.....	3
3 地域福祉計画に盛り込む事項.....	5
4 関連計画との関係性について.....	6
5 計画の期間.....	6
<b>第2章 北方町の現状</b> .....	<b>7</b>
1 統計データからみられる現状.....	7
2 アンケート調査結果からみられる現状.....	11
3 北方町の地域福祉における課題.....	25
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>30</b>
1 計画の基本理念.....	30
2 計画の基本目標.....	31
3 計画の体系.....	33
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>34</b>
基本目標1 助け合い「安心できる」まちづくり.....	34
基本目標2 日々の暮らしを「支える」生活環境づくり.....	40
基本目標3 「包括的」な相談・支援体制づくり.....	48
<b>第5章 計画の推進にあたって</b> .....	<b>52</b>
1 計画の推進体制.....	52
2 計画の評価・点検.....	53
<b>参考資料</b> .....	<b>54</b>
1 北方町地域福祉計画推進協議会設置要綱.....	54
2 北方町地域福祉計画推進協議会委員名簿.....	56





# 計画の策定にあたって

## 1 地域福祉計画策定の趣旨

近年、本格的な人口減少社会の到来や、核家族化、単身世帯が増加するなど、社会構造の変化とともに地域のつながりが希薄化しています。家庭や地域における扶助機能が低下し、介護や子育てに関する問題、生活困窮やひきこもりの問題が顕著化しています。また、福祉制度の狭間でサービスにつながらない人が増加している状況となっています。

国においては、様々な分野の課題が絡み合っており複雑化している現状を踏まえ、制度、分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指しています。

また、社会福祉法の一部が改正され、地域福祉計画を福祉分野の上位計画と位置付けています。平成 29 年 12 月には、市町村地域福祉計画策定ガイドラインを示し、「福祉の各分野において共通して取り組むべき事項」や「包括的な支援体制の整備に係る事項」についても新たに盛り込むことを求めています。

本町においては、平成 27 年 3 月に「第 2 期北方町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。また、令和元年 6 月に、現在の小中学校 4 校を義務教育学校 2 校に再編する「北方学園構想」の基本計画がまとめられました。この構想では、それぞれの地域の特色を生かし、多くの人々と連携を図りながら、地域全体で子どもたちを育てていくことがうたわれています。

そのような中、この度、第 2 期計画の期間が満了することから、これまでの取り組みの評価を行うとともに、国、県の動向を踏まえ、今後ますます多様化していく福祉課題に対し適切に対応するため、本町の将来像である「“つながり”で築く 躍動するまち北方」のもと、「第 3 期北方町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定することとしました。

## [ 地域福祉とは ]

わが国の福祉においては、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等対象者別に、それぞれの法律や制度によって、必要な福祉サービスが提供されてきました。これからの地域社会は、子どもから高齢者まで町民の誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせ、「福祉」（幸せや豊かさ）を実感できるような仕組みをつくり、それを持続させていくことが求められています。

そのためには、様々な生活課題について、個人や家族が自ら解決すること（自助）、地域やボランティア等による支え合い活動（互助）、行政等による支援（公助）の連携がますます重要となります。

地域社会における生活課題の解決に向け、地域住民、地域団体、福祉団体、社会福祉協議会、行政等が協力し、ともに連携、協働しながら、解決につなげる仕組みづくりが地域福祉です。

## [ 地域の範囲について ]

本計画の中で取り扱う「地域」は、固定的、限定的なものではなく、活動の取り組み内容や、提供するサービス内容などによって、様々な枠組みが考えられます。

「地域」の範囲は、事例によってその示す範囲が異なる流動的なものであり、様々な大きさが考えられます。

例えば、中学校区、小学校区、自治会、事業のサービス圏域などがあります。

福祉サービスの提供やボランティア活動の展開、地域活動の拠点づくりやネットワークの構築など、それぞれの場面にあった地域の範囲で、活動していくことが重要です。

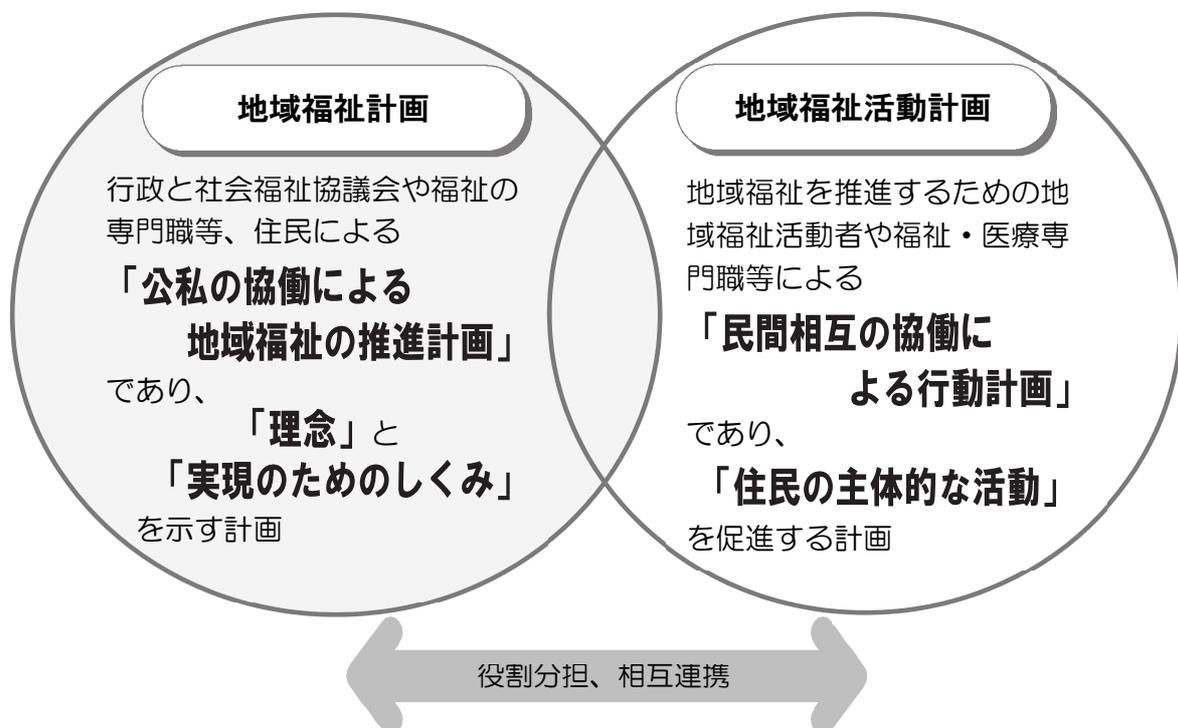
## 2 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉計画とは、社会福祉法第 107 条に基づき、地域における福祉サービスの適切な利用の推進や、社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項について、行政と福祉の専門職等の関係機関、住民が一体となって地域福祉を推進するために市町村が定める計画です。

地域福祉活動計画とは、地域福祉の推進を目指して、社会福祉協議会が中心となり、民生委員児童委員等の地域福祉活動者や福祉・医療施設の専門職等が相互に協力して策定する民間団体による福祉活動の自主的・自発的な行動計画です。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、地域の生活課題や社会資源の状況などを共通認識し、ともに「地域福祉の推進」という目標を掲げる中、それぞれの立場において、それぞれの役割を担い、相互に連携しながら、地域福祉を進展させていくものです。

そのため、本計画では、行政計画である地域福祉計画と、民間の活動・行動計画である地域福祉活動計画を一体的に策定します。



## 【参考】 社会福祉法（抜粋）

### （地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

### （包括的な支援体制の整備）

第106条の3 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
  - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
  - 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業
- 2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

### （市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

### （市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

### 3 地域福祉計画に盛り込む事項

地域福祉計画は、次の5つの事項についてその趣旨をくみ取って具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、計画に盛り込むことが求められています。  
(法第107条)

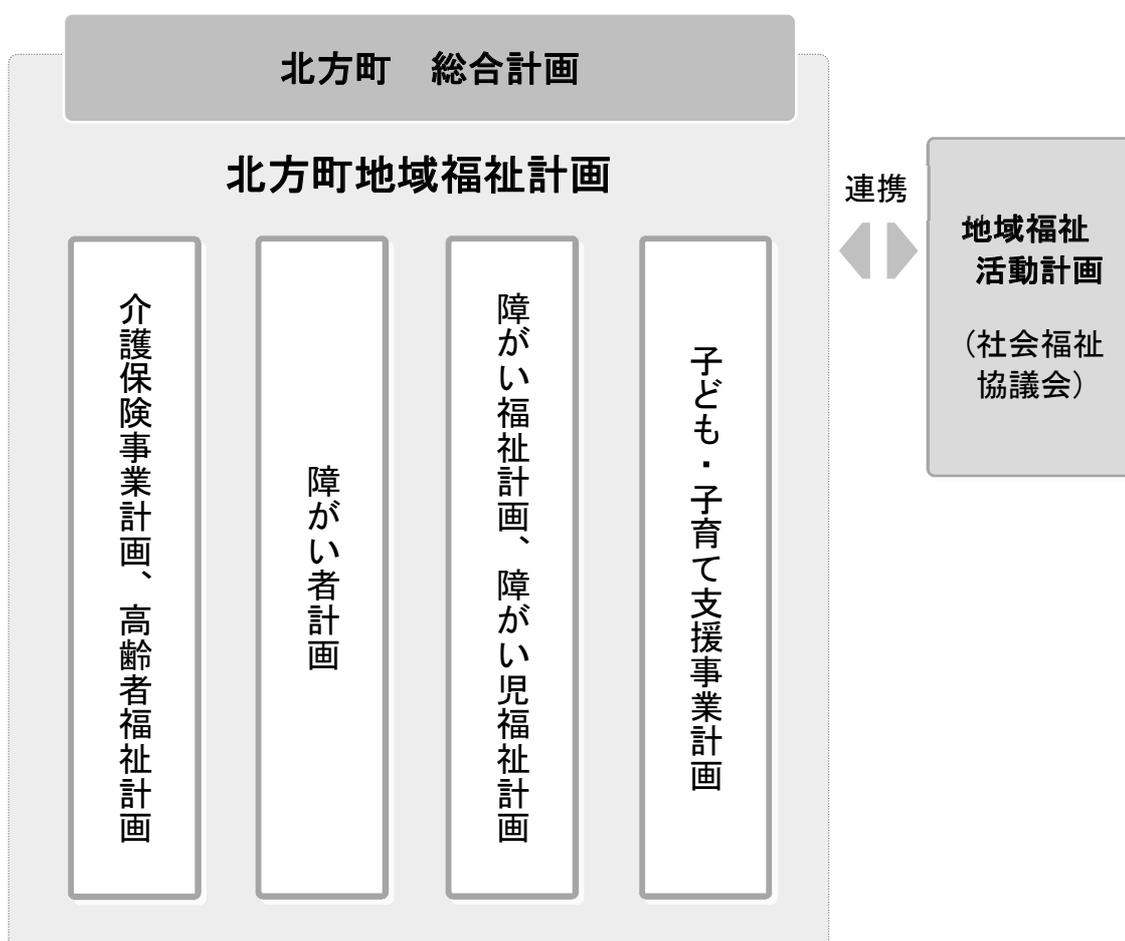
- ① 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項  
(法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)



## 4 関連計画との関係性について

本計画は、北方町総合計画における地域福祉の分野に関連する計画であり、町の地域福祉を推進するための理念と実現のためのしくみを示す計画です。

また、介護保険事業計画、高齢者福祉計画、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画などの福祉に関する計画や、保健、防災等に関わる様々な計画と整合を図りながら、これらの分野に共通する考え方として、地域福祉の向上を図るための理念と、それにつながる分野ごとの町の取り組みを示すものです。



## 5 計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。また、計画期間中であっても、様々な状況の変化により、見直しの必要性が生じた場合は、適宜見直しを行います。



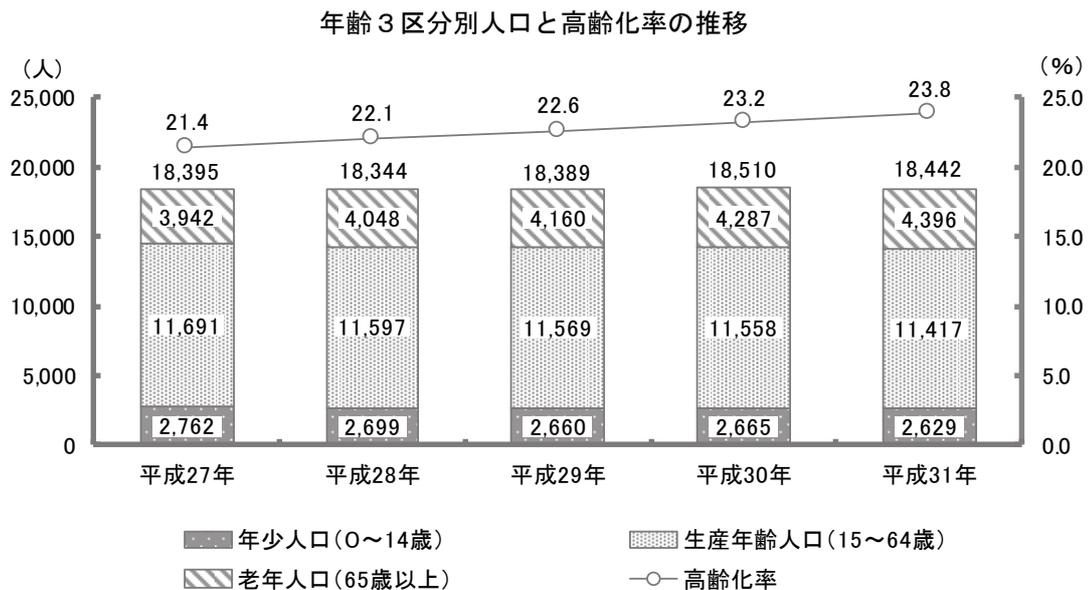
## 北方町の現状

### 1 統計データからみられる現状

#### (1) 人口の状況

##### ① 年齢3区分別人口の推移

本町の人口推移をみると、総人口は増減を繰り返し、平成31年で18,442人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は年々減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加し、平成31年の高齢化率は23.8%となっています。

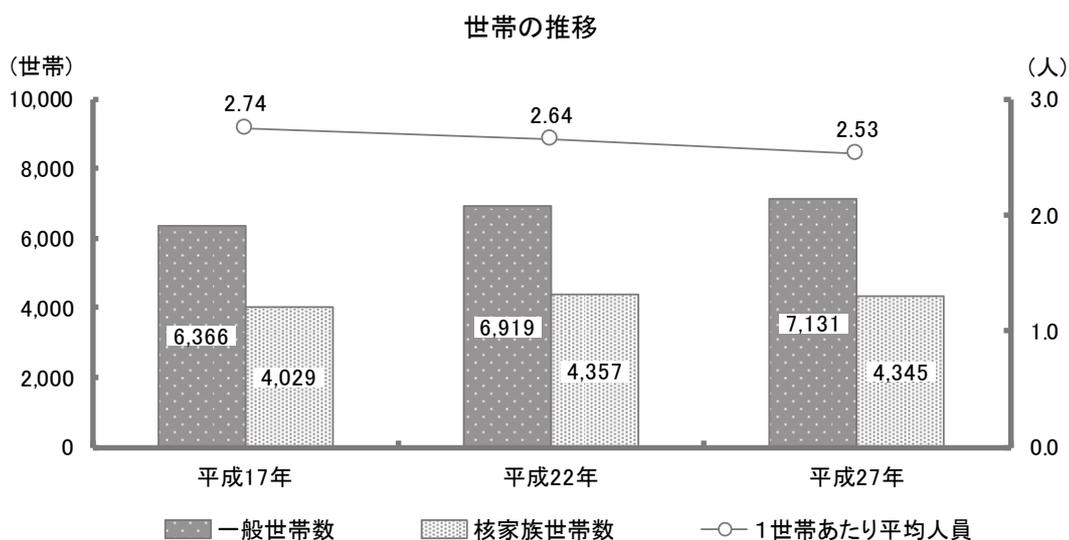


資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

## (2) 世帯の状況

### ① 一般世帯・核家族世帯の状況

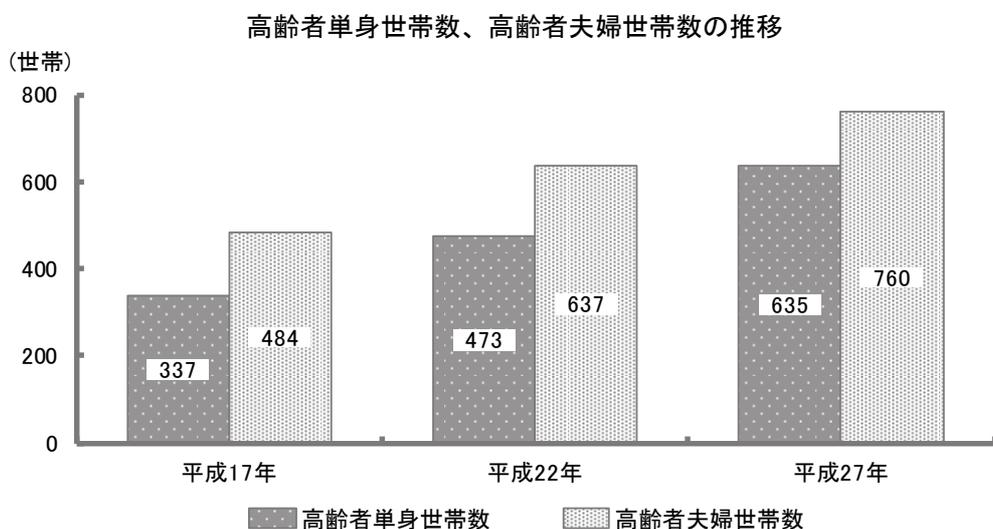
一般世帯数、核家族世帯数は年々増加しており、平成27年で一般世帯数が7,131世帯、核家族世帯が4,345世帯となっています。また、1世帯あたり平均人員は年々減少しており、平成27年で2.53人となっています。



資料：国勢調査

### ② 高齢者単身世帯数・高齢者夫婦世帯数の状況

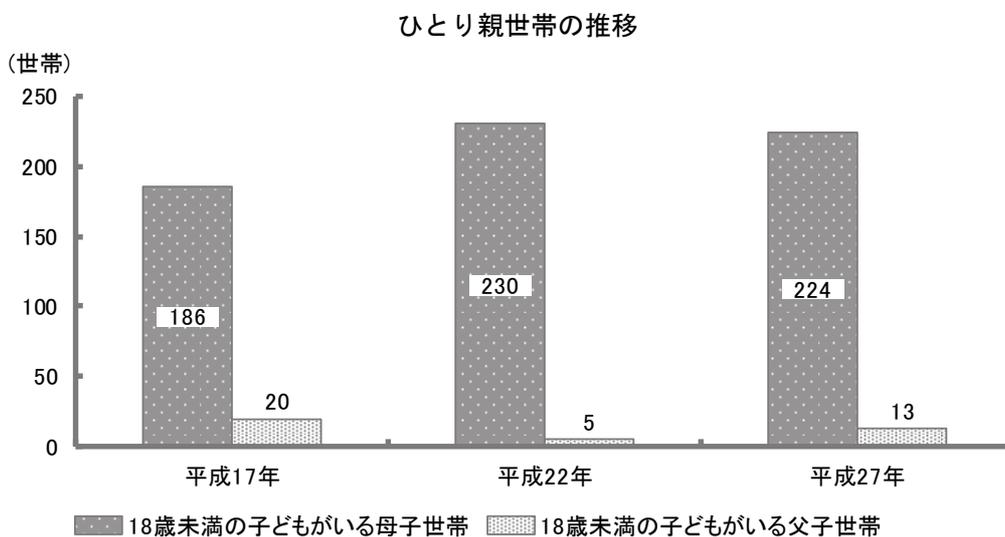
高齢者単身世帯数は、平成17年と比較して、平成27年は1.9倍の635世帯となっています。また、高齢者夫婦世帯数は、平成17年と比較して、平成27年は1.6倍の760世帯となっています。



資料：国勢調査

### ③ ひとり親世帯の状況

18歳未満の子どもがいる母子世帯は増減を繰り返しており、平成27年で224世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯も増減を繰り返しており、平成27年で13世帯となっています。

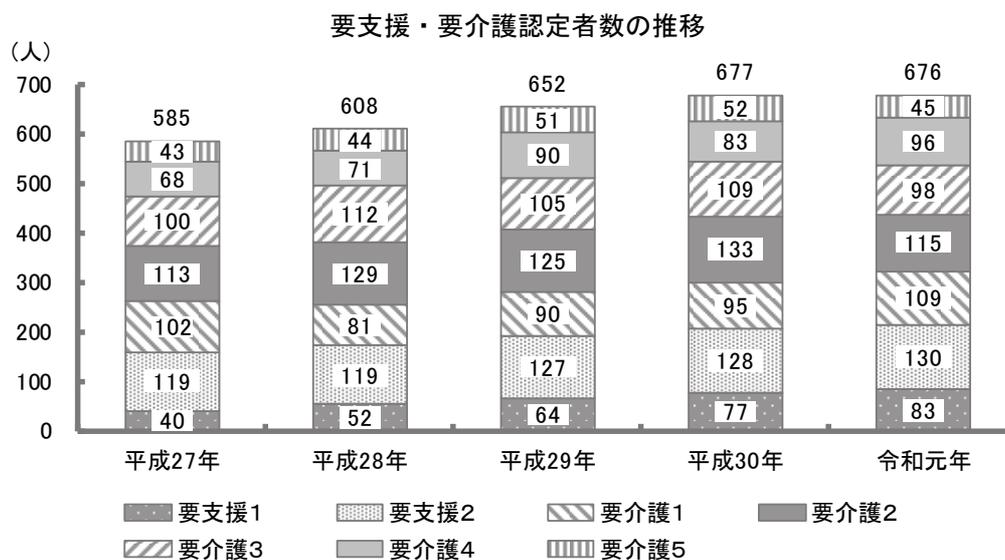


資料：国勢調査

## (3) 高齢者の状況

### ① 要支援・要介護認定者数の状況

要支援・要介護認定者数は年々増加傾向にあり、令和元年で676人と、平成27年からの4年で1.16倍となっています。要支援・要介護状態区別にみると、要支援1、要介護4が特に増加しています。

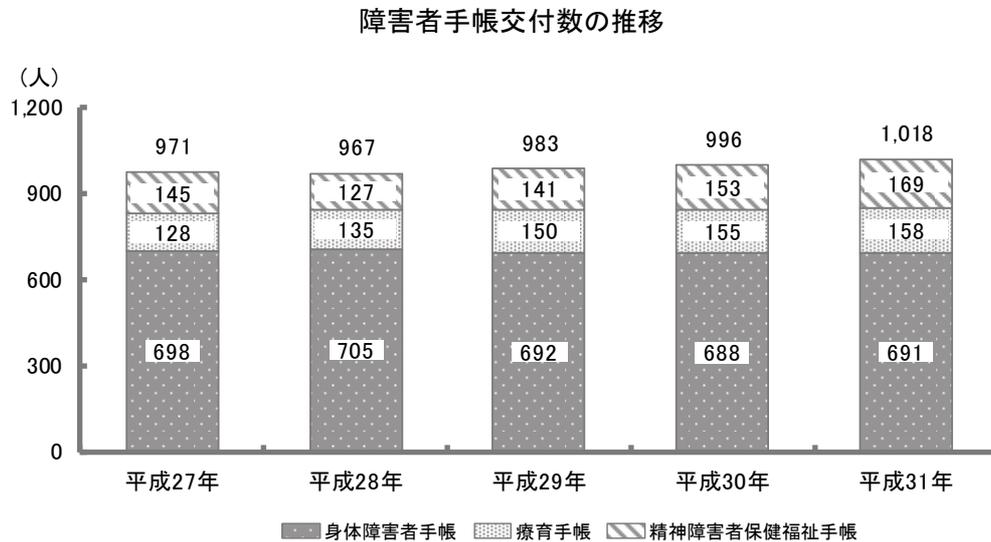


資料：北方町高齢者福祉計画、福祉健康課（各年9月末）

## (4) 障がい者（児）の状況

### ① 障害者手帳交付数の状況

障害者手帳交付数は増加傾向にあり、平成31年で1,018人となっています。

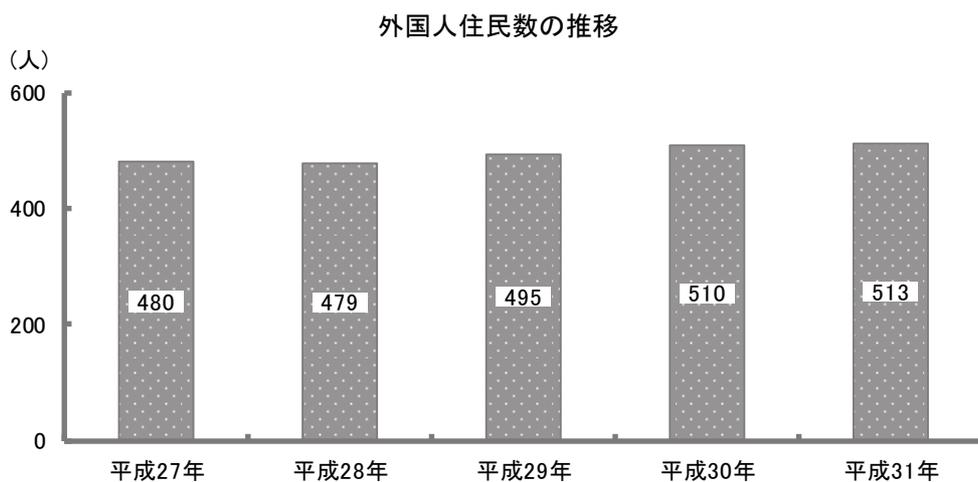


資料：福祉健康課（各年4月1日現在）

## (5) 外国人の状況

### ① 外国人住民数の状況

外国人住民数は増加傾向にあり、平成31年で513人となっています。



資料：住民基本台帳（各年1月1日現在）

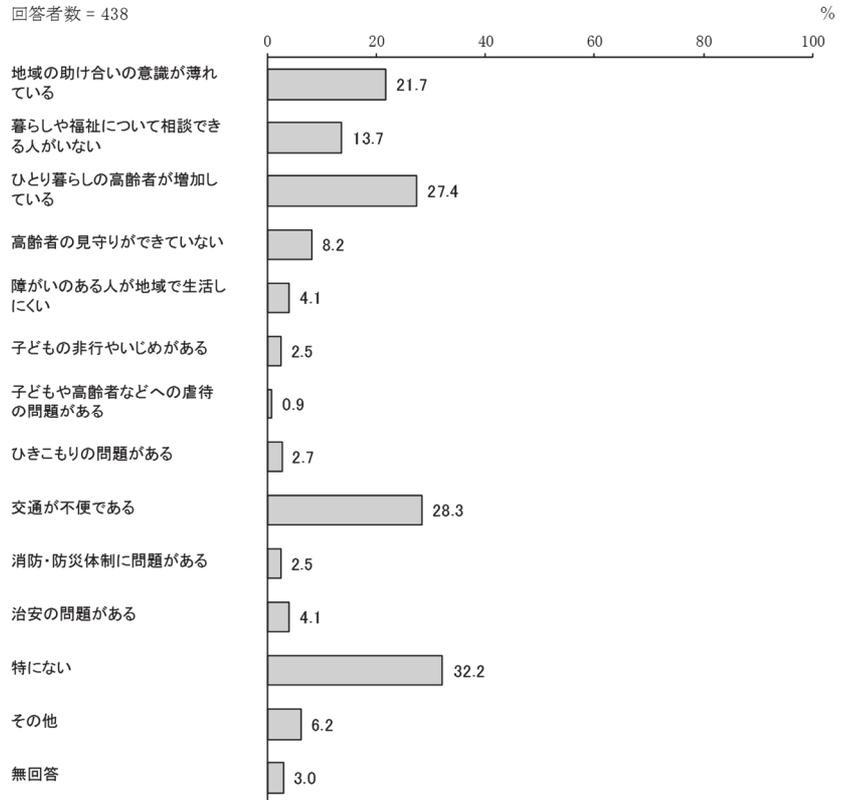
## 2 アンケート調査結果からみられる現状

### (1) 地域との関わりについて

#### ① 地域の課題

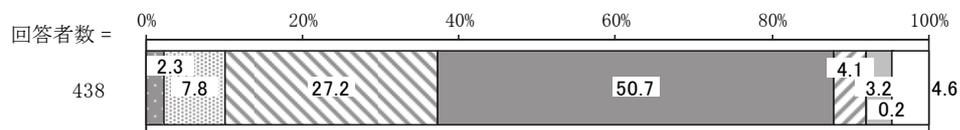
「特にない」の割合が32.2%と最も高く、次いで「交通が不便である」の割合が28.3%、「ひとり暮らしの高齢者が増加している」の割合が27.4%となっています。

また、「地域の助け合いの意識が薄れている」と感じている人も21.7%と高い割合になっています。



#### ② 近所付き合いの程度

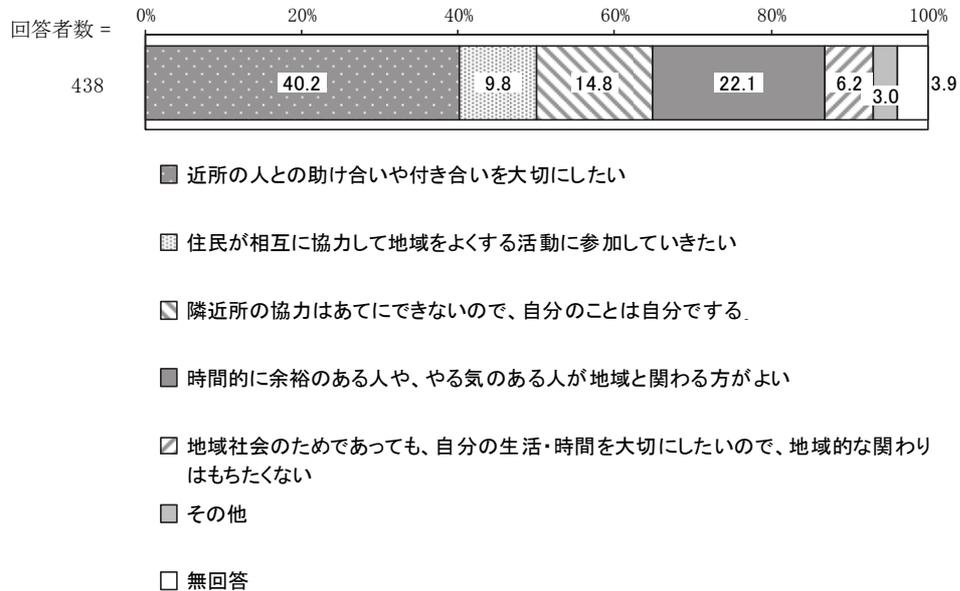
「顔が合えば挨拶する程度」の割合が50.7%と最も高く、次いで「顔が合えば立ち話をする程度」の割合が27.2%となっています。



- 特に用事がなくても行き来し、世話をしたりする家族同様の付き合い
- ▨ よく行き来はするが、家庭の中までは立ち入らない
- ▧ 顔が合えば立ち話をする程度
- 顔が合えば挨拶する程度
- ▨ 近所付き合いはしない
- ▧ 隣近所にどんな人が住んでいるかわからない
- ▨ その他
- 無回答

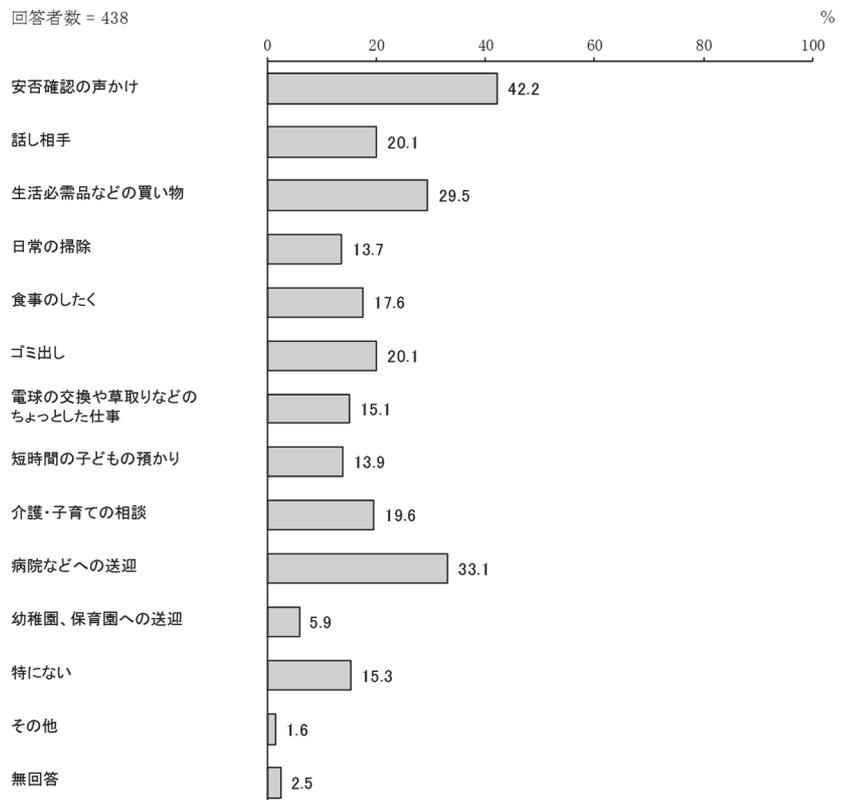
### ③ 近所の人との付き合いや関わり

「近所の人との助け合いや付き合いを大切にしたい」の割合が40.2%と最も高く、次いで「時間的に余裕のある人や、やる気のある人が地域と関わる方がよい」の割合が22.1%、「隣近所の協力はあてにできないので、自分のことは自分でする」の割合が14.8%となっています。



### ④ 地域でしてほしい手助け

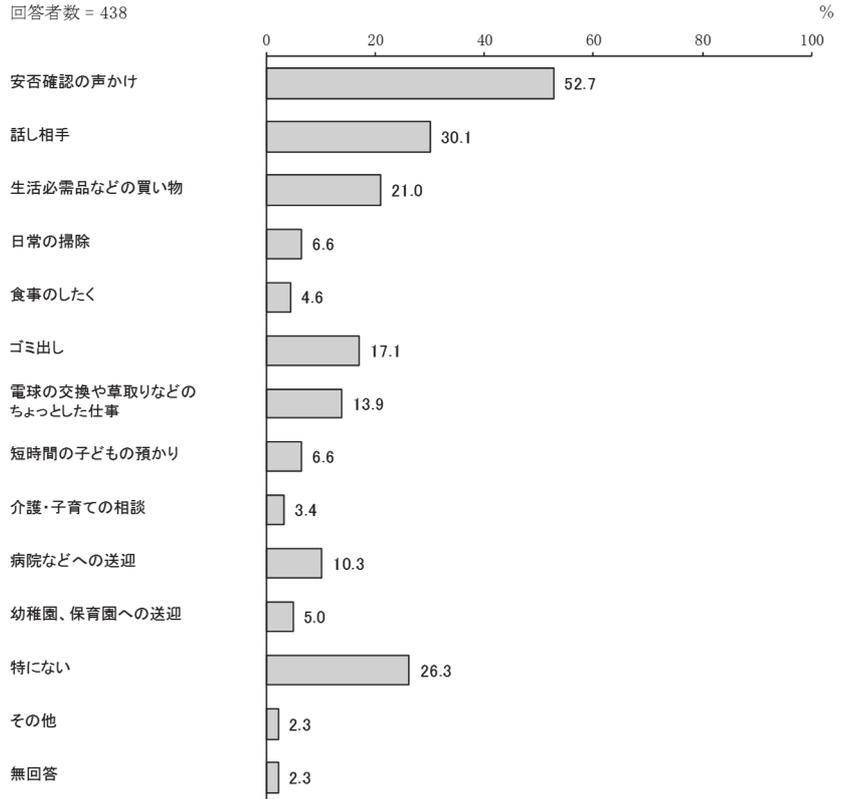
「安否確認の声かけ」の割合が42.2%と最も高く、次いで「病院などへの送迎」の割合が33.1%、「生活必需品などの買い物」の割合が29.5%となっています。



## ⑤ 普段の生活の中においてできる手助け

「安否確認の声かけ」の割合が52.7%と最も高く、次いで「話し相手」の割合が30.1%、「特にない」の割合が26.3%となっています。

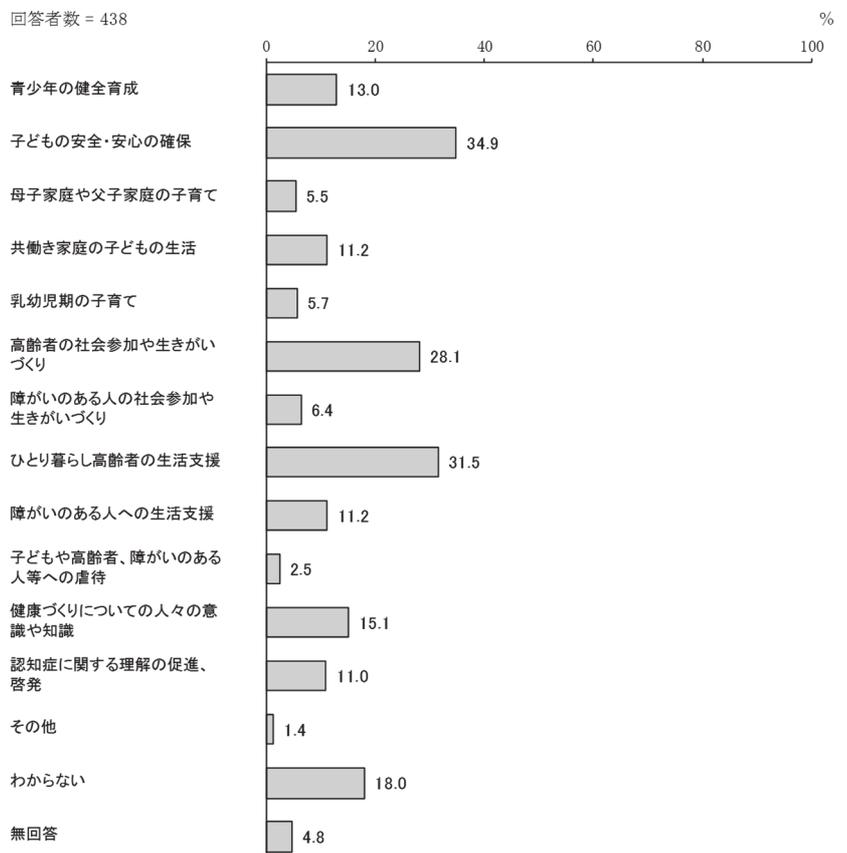
回答者数 = 438



## ⑥ 地域住民が優先的に取り組んでいきたい課題や問題

「子どもの安全・安心の確保」の割合が34.9%と最も高く、次いで「ひとり暮らし高齢者の生活支援」の割合が31.5%、「高齢者の社会参加や生きがいづくり」の割合が28.1%となっています。

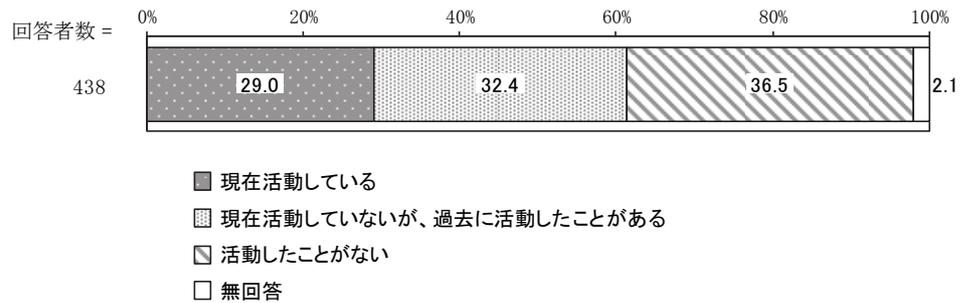
回答者数 = 438



## (2) 地域組織等への参加・活動状況について

### ① 地域組織活動や地域のスポーツ団体・サークルの参加・活動状況

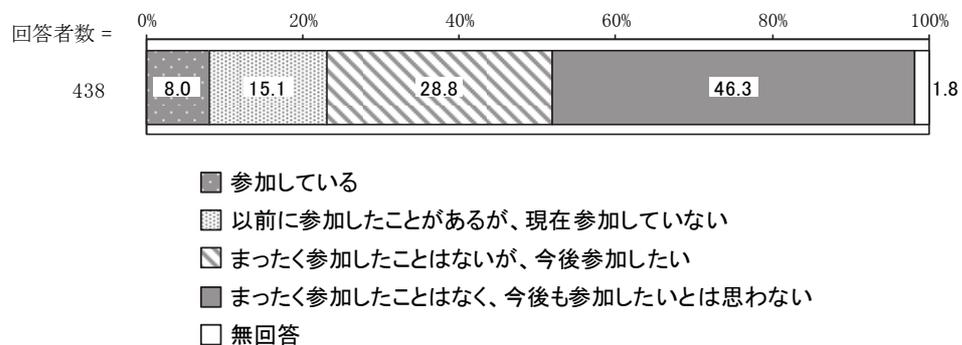
「活動したことがない」の割合が36.5%と最も高く、次いで「現在活動していないが、過去に活動したことがある」の割合が32.4%、「現在活動している」の割合が29.0%となっています。



## (3) ボランティア活動について

### ① ボランティア活動の参加状況

「まったく参加したことはなく、今後も参加したいとは思わない」の割合が46.3%と最も高く、次いで「まったく参加したことはないが、今後参加したい」の割合が28.8%、「以前に参加したことがあるが、現在参加していない」の割合が15.1%となっています。



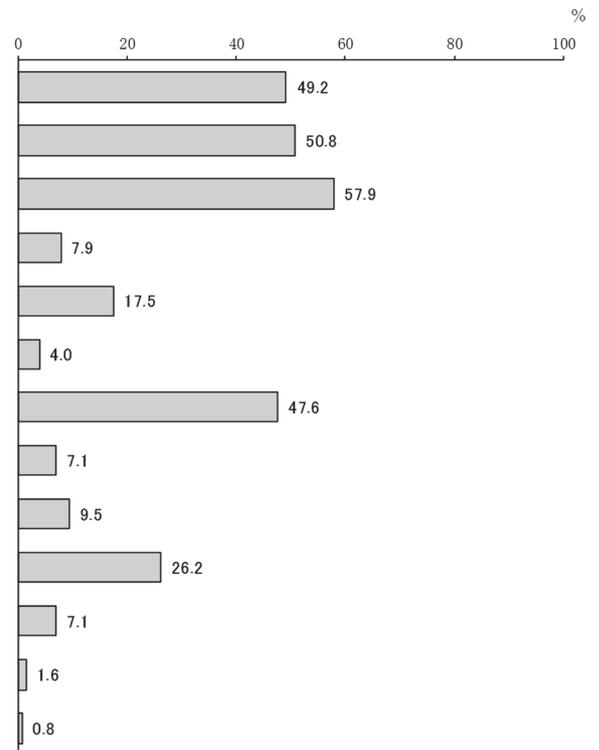
## ② ボランティア活動に参加するための条件

「参加しやすい時間帯であれば」の割合が 57.9%と最も高く、次いで「自宅の近くなど、参加しやすいところであれば」の割合が 50.8%、「きっかけ・情報があれば」の割合が 49.2%となっています。

また、「興味のある活動内容であれば」も 47.6%と高い割合になっています。

回答者数 = 126

きっかけ・情報があれば	49.2
自宅の近くなど、参加しやすいところであれば	50.8
参加しやすい時間帯であれば	57.9
研修を受けられたら	7.9
近所の人など、顔見知りの人の手伝いであれば	17.5
近所でない、知らない人の手伝いであれば	4.0
興味のある活動内容であれば	47.6
子どもを預けたり、介護を代わってもらえれば	7.1
家族などの理解・協力が得られれば	9.5
お金の負担がなければ	26.2
少しでも報酬がもらえるのであれば	7.1
その他	1.6
無回答	0.8

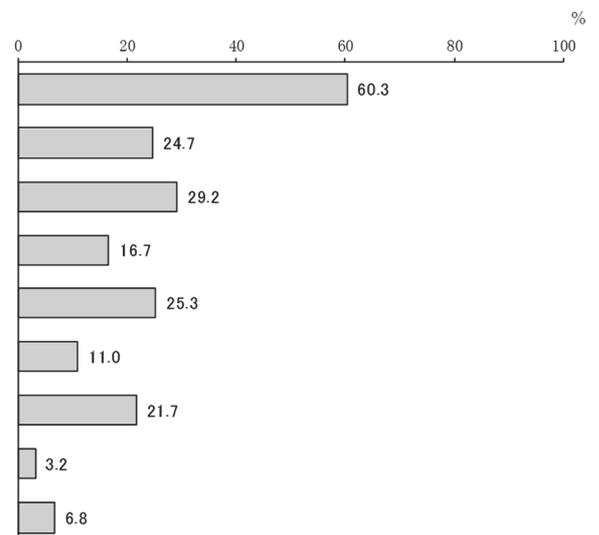


## ③ 地域活動やボランティア活動をするために必要な支援

「活動に関する情報を紹介する」の割合が 60.3%と最も高く、次いで「活動の声をかけをする人を地域の中に増やす」の割合が 29.2%、「資金面の援助を充実する」の割合が 25.3%となっています。

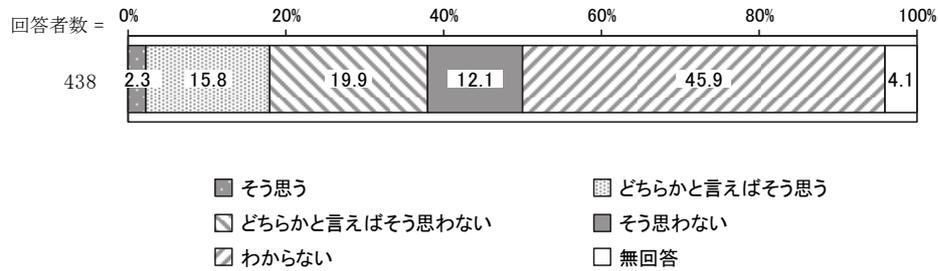
回答者数 = 438

活動に関する情報を紹介する	60.3
活動に携わる人やリーダーを育成する	24.7
活動の声をかけをする人を地域の中に増やす	29.2
活動に関する研修を行う	16.7
資金面の援助を充実する	25.3
学校での福祉教育を充実する	11.0
活動の拠点となる場所を提供する	21.7
その他	3.2
無回答	6.8



#### ④ ボランティア活動が活発であるか

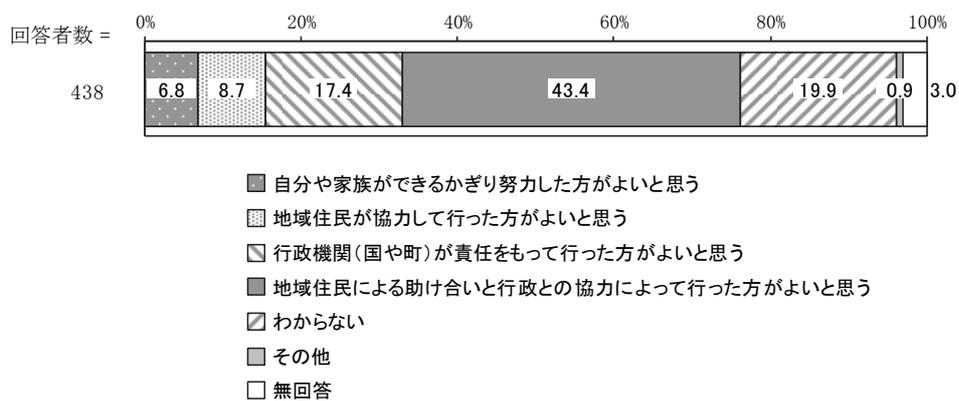
「どちらかと言えばそう思わない」と「そう思わない」を合わせた“そう思わない”の割合が32.0%と高くなっています。



### (4) 福祉サービス・地域環境の評価について

#### ① 地域福祉を進めるにあたって、地域の課題を解決する方法について

「地域住民による助け合いと行政との協力によって行った方がよいと思う」の割合が43.4%と最も高く、次いで「わからない」の割合が19.9%、「行政機関(国や町)が責任をもって行った方がよいと思う」の割合が17.4%となっています。

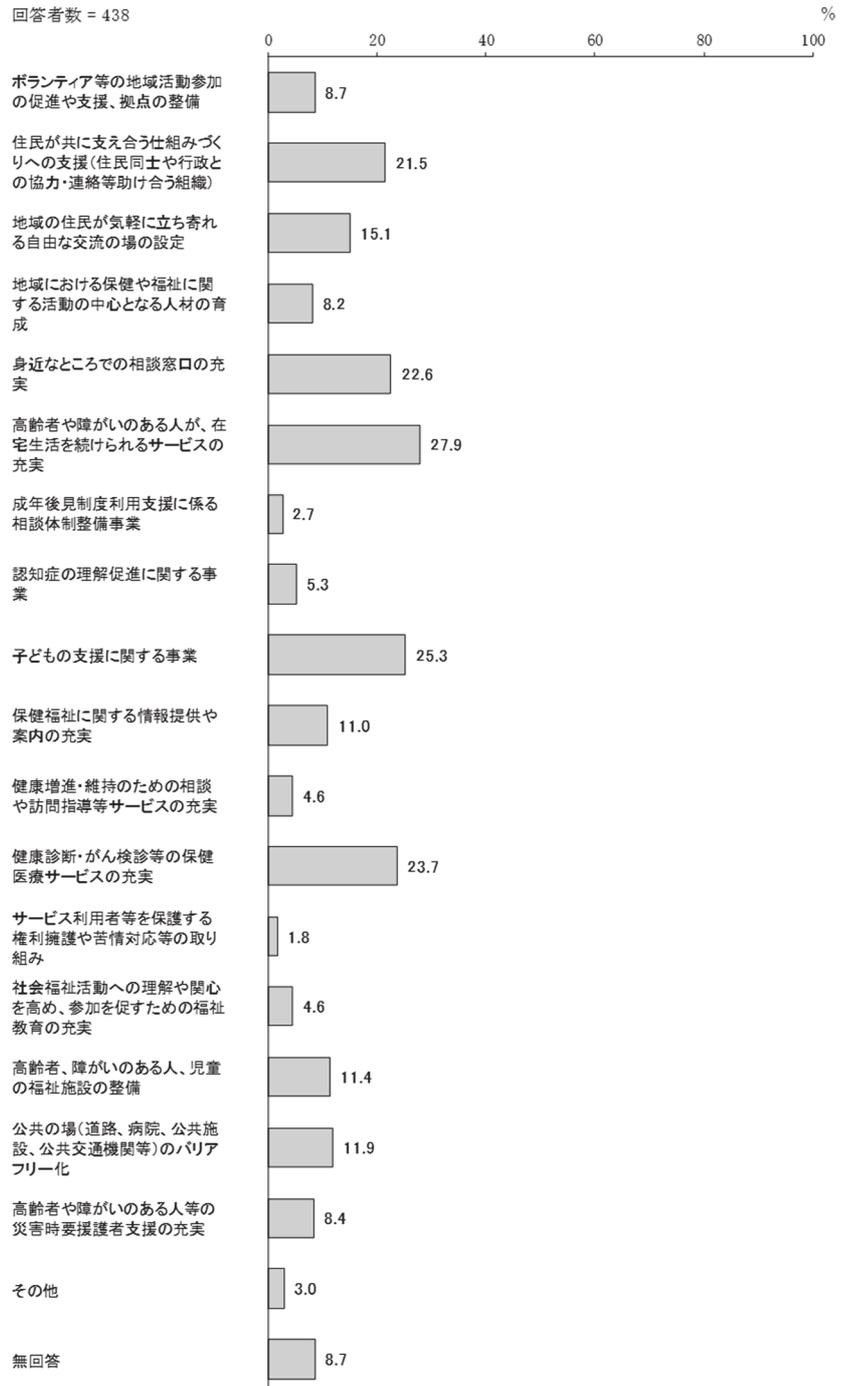


## ② 今後、北方町で取り組むべき施策について

「高齢者や障がいのある人が、在宅生活を続けられるサービスの充実」の割合が27.9%と最も高く、次いで「子どもの支援に関する事業」の割合が25.3%、「健康診断・がん検診等の保健医療サービスの充実」の割合が23.7%となっています。

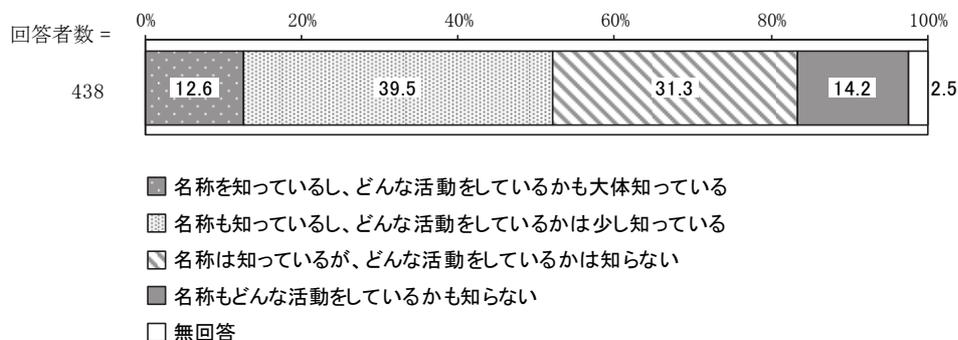
また、「身近なところでの相談窓口の充実」の割合が22.6%、「住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援（住民同士や行政との協力・連絡等助け合う組織）」の割合が21.5%とほぼ同じ割合で続いています。

回答者数 = 438



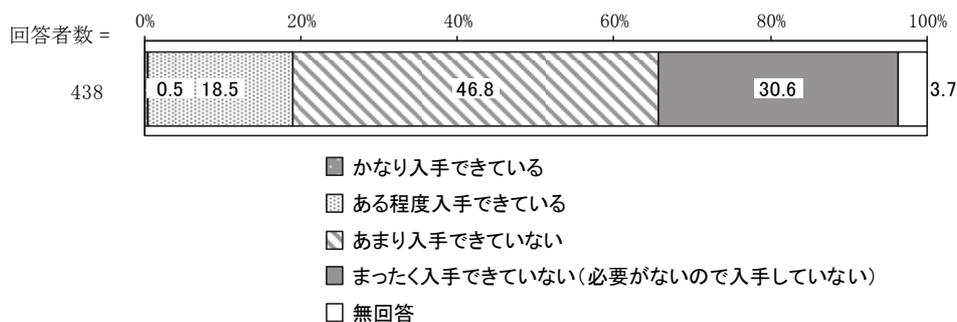
### ③ 民生委員児童委員の認知度

「名称も知っているし、どんな活動をしているかは少し知っている」の割合が39.5%と最も高く、次いで「名称は知っているが、どんな活動をしているかは知らない」の割合が31.3%、「名称もどんな活動をしているかも知らない」の割合が14.2%となっています。



### ④ 福祉サービスに関する情報の入手状況

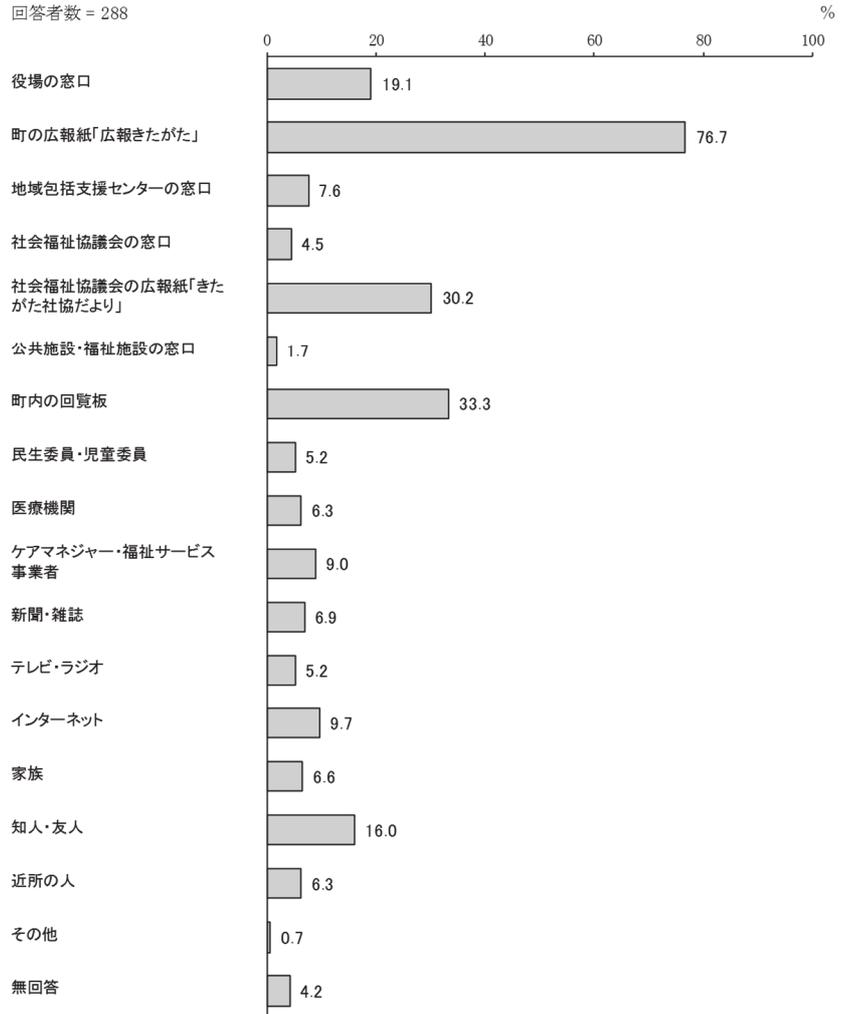
「かなり入手できている」と「ある程度入手できている」を合わせた“入手できている”の割合が19.0%、「あまり入手できていない」と「まったく入手できていない（必要がないので入手していない）」を合わせた“入手できていない”の割合が77.4%となっています。



### ⑤ 福祉サービスに関する情報の入手先

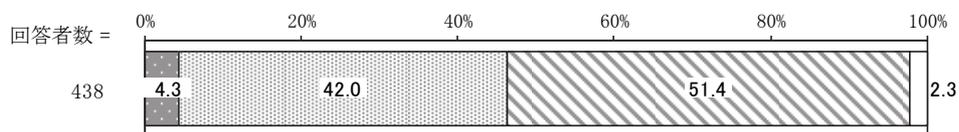
「町の広報紙「広報きたがた」」の割合が76.7%と最も高く、次いで「町内の回覧板」の割合が33.3%、「社会福祉協議会の広報紙「きたがた社協だより」」の割合が30.2%となっています。

回答者数 = 288



### ⑥ 生活困窮者自立支援法（制度）の認知度

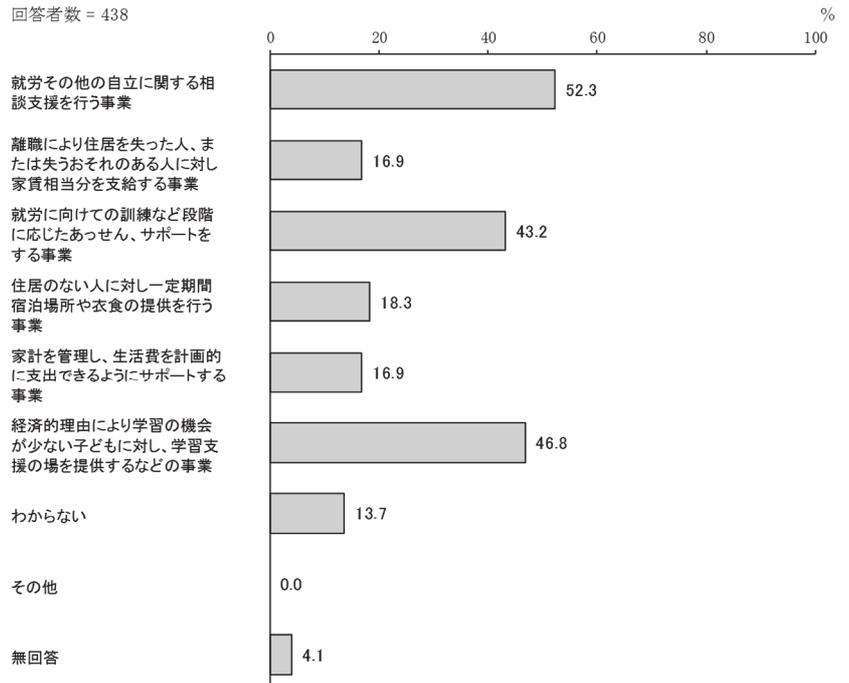
「知らない」の割合が51.4%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが内容はよくわからない」の割合が42.0%となっています。



- 聞いたことがあり、内容も知っている
- ▨ 聞いたことはあるが内容はよくわからない
- 知らない
- 無回答

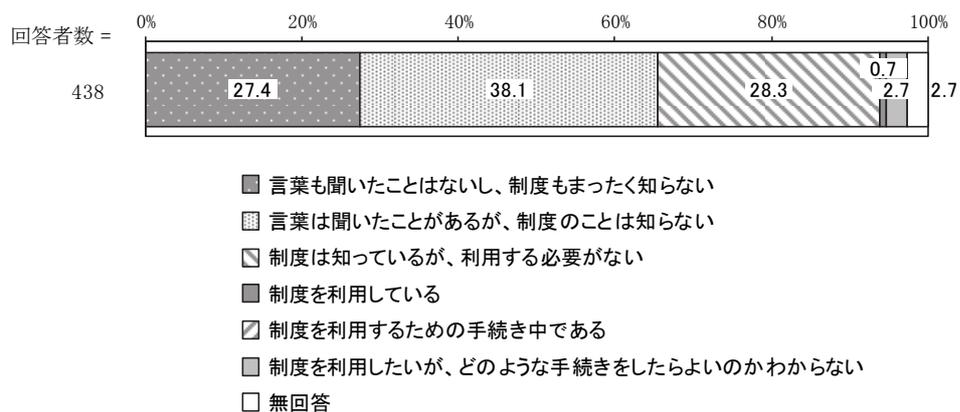
## ⑦ 生活困窮に対する必要な支援策

「就労その他の自立に関する相談支援を行う事業」の割合が 52.3%と最も高く、次いで「経済的理由により学習の機会が少ない子どもに対し、学習支援の場を提供するなどの事業」の割合が 46.8%、「就労に向けての訓練など段階に応じたあっせん、サポートをする事業」の割合が 43.2%となっています。



## ⑧ 成年後見制度の認知度

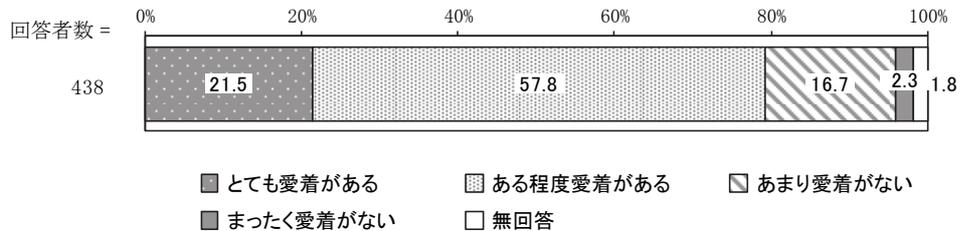
「言葉は聞いたことがあるが、制度のことは知らない」の割合が 38.1%と最も高く、次いで「制度は知っているが、利用する必要がない」の割合が 28.3%、「言葉も聞いたことはないし、制度もまったく知らない」の割合が 27.4%となっています。



## (5) 福祉のまちづくりについて

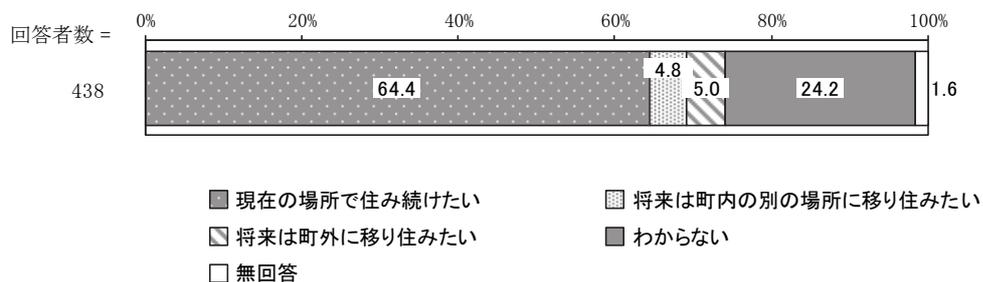
### ① 地域への愛着

「とても愛着がある」と「ある程度愛着がある」を合わせた“愛着がある”の割合が79.3%、「あまり愛着がない」と「まったく愛着がない」を合わせた“愛着がない”の割合が19.0%となっています。



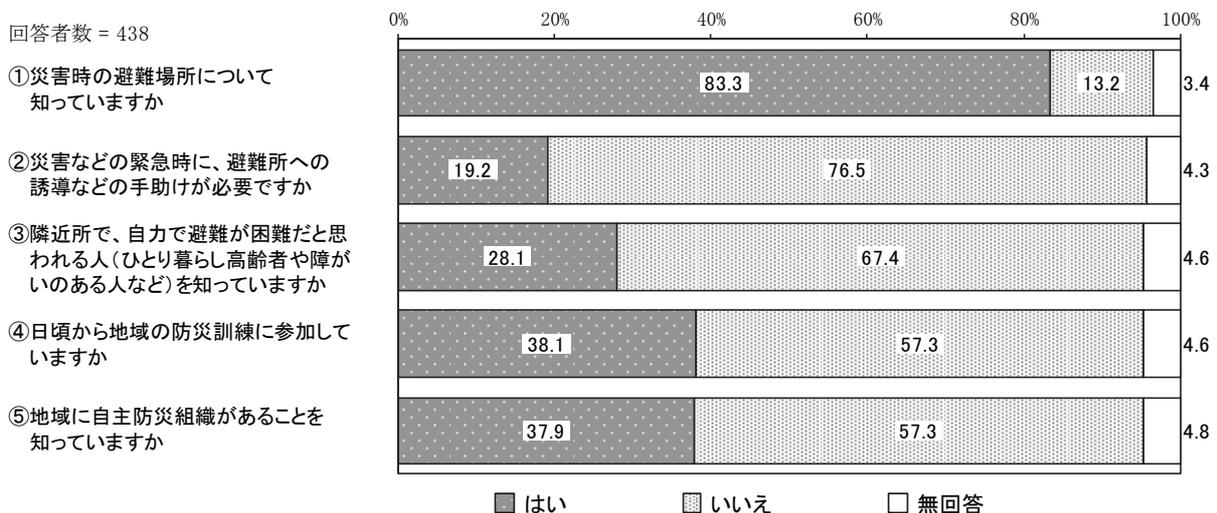
### ② 地域への居住希望

「現在の場所で住み続けたい」の割合が64.4%と最も高く、次いで「わからない」の割合が24.2%となっています。



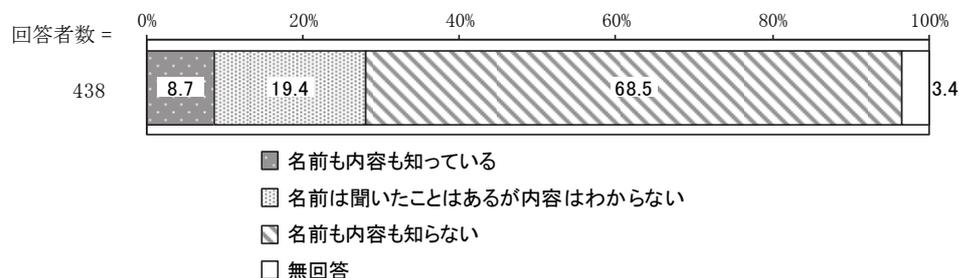
### ③ 防災訓練への参加状況

日頃から地域の防災訓練に参加していない人が57.3%、地域に自主防災組織があることを知らない人は57.3%となっています。



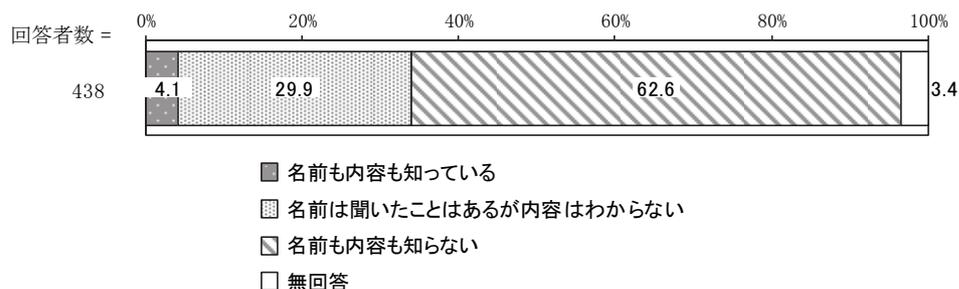
#### ④ 避難行動要支援者名簿（見守り台帳）への登録制度の認知度

「名前も内容も知らない」の割合が68.5%と最も高く、次いで「名前は聞いたことはあるが内容はわからない」の割合が19.4%となっています。



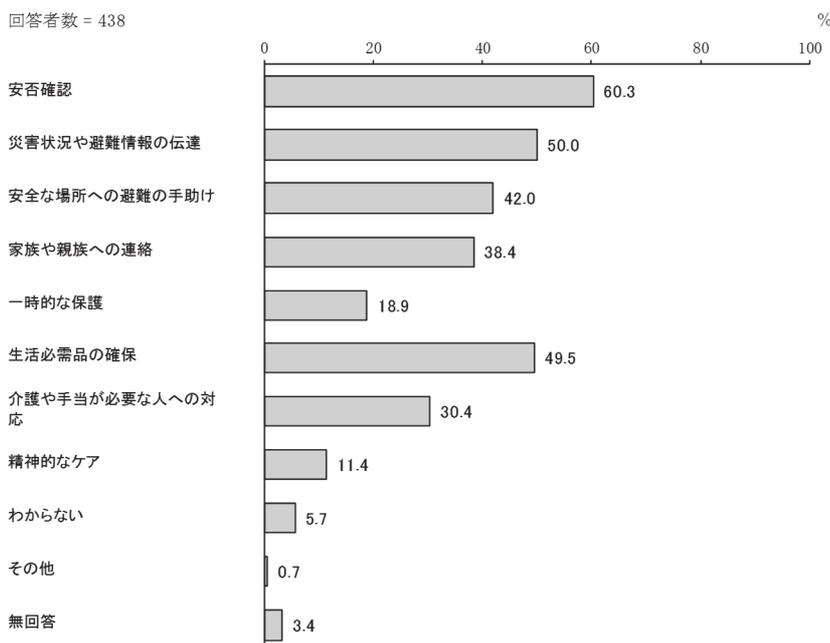
#### ⑤ 災害ボランティアセンターの認知度

「名前も内容も知らない」の割合が62.6%と最も高く、次いで「名前は聞いたことはあるが内容はわからない」の割合が29.9%となっています。



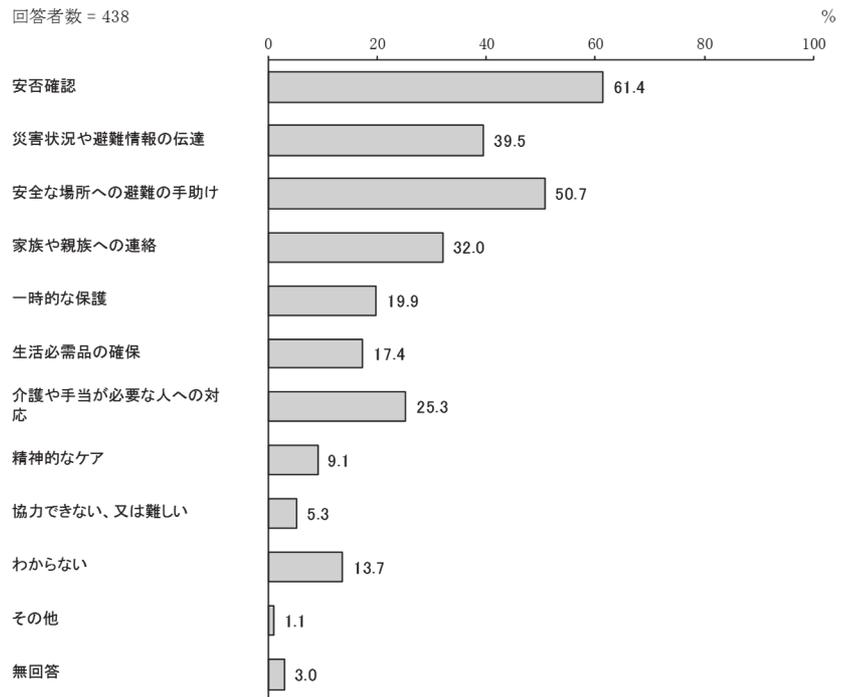
#### ⑥ 大地震などの災害が起こった時に、隣近所にしてもらいたい支援

「安否確認」の割合が60.3%と最も高く、次いで「災害状況や避難情報の伝達」の割合が50.0%、「安全な場所への避難の手助け」の割合が42.0%、「生活必需品の確保」の割合が49.5%となっています。



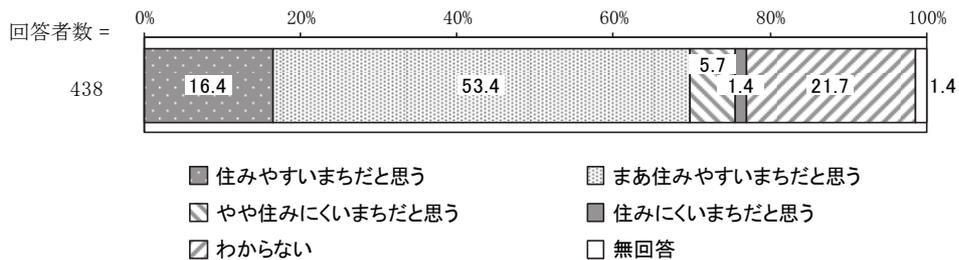
⑦ 大地震などの災害が起こった時に、災害時に支援が必要な方のためにできる支援

「安否確認」の割合が61.4%と最も高く、次いで「安全な場所への避難の手助け」の割合が50.7%、「災害状況や避難情報の伝達」の割合が39.5%となっています。



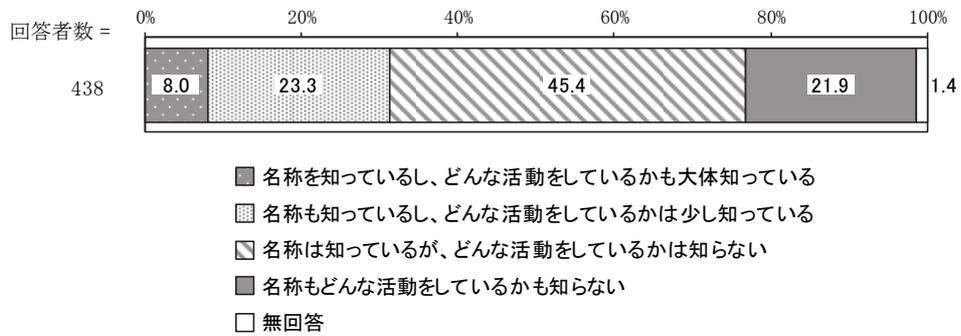
⑧ 福祉の面から見た北方町について

「住みやすいまちだと思う」と「まあ住みやすいまちだと思う」を合わせた“住みやすい”の割合が69.8%、「やや住みにくいまちだと思う」と「住みにくいまちだと思う」を合わせた“住みにくい”の割合が7.1%となっています。



### ⑨ 北方町社会福祉協議会の認知度

「名称は知っているが、どんな活動をしているかは知らない」の割合が 45.4%と最も高く、次いで「名称も知っているし、どんな活動をしているかは少し知っている」の割合が 23.3%、「名称もどんな活動をしているかも知らない」の割合が 21.9%となっています。



### 3 北方町の地域福祉における課題

アンケート調査を通して見えてきた現在の本町の地域福祉を取り巻く課題を、第2期計画の基本目標ごとに整理しました。

#### 課題1 地域のつながりの再生についての課題

特に若年層に見られる、地域とのつながりの希薄化、ひとり暮らし高齢者の地域からの孤立や家族介護者の孤立、家庭の密室化による児童や高齢者等に対する虐待等が社会的に問題になっています。また、今後、認知症高齢者や特殊詐欺等の被害者が増加することも懸念されます。町民が地域で安心して暮らしていくには、ふだんからの交流や声かけ、見守りなどが地域内で機能していることが重要です。

アンケート調査では、近所の人との付き合いや関わりについて、「顔が合えばあいさつはする」が5割を占めており、「特に用事がなくても行き来し、世話をしたりする家族同様の付き合い」と回答した人は、ごくわずかにとどまっていることから、地域とのつながりや交流が薄れつつあることがうかがえます。

また、今後北方町で住み続けていきたいと回答した方が3分の2を占めています。可能な限り住み慣れた地域で自分らしく生活を送るための基盤づくりは重要です。そのため、何らかの支援が必要な人が地域で自立した生活を送れるためには支援策の充実が欠かせません。

地域の住民や民生委員児童委員などが中心となって実施しているサロンが12カ所ありますが、地域福祉活動を進めるうえで、自治会によって積極的なところとそうでないところがある等差が見うけられます。

今後も、だれもが安心して暮らすことができる地域づくりのため、サロン等を通して、どの地域においても住民同士の交流を深め、地域住民による支え合い活動を促進することが必要です。

さらに、地域包括ケアシステムの構築においては、住民参加による支え合いの仕組みづくり、地域づくりを目指しています。アンケート調査結果をみると、地域福祉における住民と行政の関係については、「住民も行政も協力しあい、共に取り組むべきである」と考える人が多くなっています。今後も、住環境、医療、介護やその予防、生活支援が一体的に推進されることが望まれ、住民主体の活動の機会・場づくりを進め、生活支援や介護予防などの助け合い活動にもつなげていくことが重要です。

## 課題2 高齢者・障がいのある人への支援の充実についての課題

地震や台風などの自然災害の発生による被害拡大が懸念される中で、誰もが安全に安心して暮らせる地域づくりは欠かすことができない重要課題です。

アンケート調査で、「近所の人から手助けしてほしいこと」については、「安否確認の声かけ」が約4割と最も高くなっています。また、「大地震などの災害が起こった時に、隣近所にしてもらいたい支援」については、「安否確認」が約6割と最も高く、次いで「災害状況や避難情報の伝達」「生活必需品の確保」等となっています。

これらのことから、日常的に支援を必要とする人が緊急時や災害時に孤立しないよう日頃からの見守り体制の充実や、的確な支援を実施する体制の構築が必要です。

特に、障がいや高齢により外出する機会が減り、閉じこもりやひとり暮らし高齢者の地域からの孤立者の増加が見込まれます。家族介護者の疲弊や孤立、親の介護と子育てを同時に担うといったダブルケアも社会的に問題になっています。また、今後、認知症高齢者や特殊詐欺等の被害者が増加することも懸念されます。高齢者や障がい者が自立と尊厳を保持しながら、地域で安心して暮らしていくには、ふだんからの交流や声かけ、見守りなどが地域内で機能していることが重要です。

本町では、支え合い見守りネットワーク協定をはじめ、地域や老人クラブで見守り活動をするとともに、地域福祉活動のサロン等を通して、地域での見守りに取り組んでいます。この取り組みを地域に広げ、いかに継続して根付いたものにしていくかが重要となります。

## 課題3 子どもを見守り育てる地域づくりの推進についての課題

少子化が進行する現代社会においては、子どもは地域の宝であり、その子育て家庭を地域で支援していくことが重要となります。そのため、保育サービスの充実や子育てに関する相談等行政のサービスを充実させることはもちろんのこと、登下校の見守りボランティアや地域の多世代交流等により子どもを地域で見守り、育てる環境づくりも地域社会の責務であるといえます。

アンケート調査では、町が優先的に取り組み、充実させるべき施策として、「子どもの支援に関する事業」を挙げた割合が2割を超えて第2位になっています。

当町では、子どもの支援に関する取り組みの一つとして、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点を保健センター内に設置し、子育てに関する情報を一元化して提供できる体制を整えています。また、3人以上の子どものいる世帯への経済的支援など子育て世帯の支援の充実を行ってきました。子どもの成長を支えるだけでなく次代の社会を担う子どもが健やかに成長し、子育て家庭やこれから子どもを

持とうとする家庭が、楽しみながら出産・子育てができる環境づくりを整備するために、住民、行政、地域が一体となって、全力で子育て家庭を支援していく必要があります。

令和元年6月には北方学園構想基本計画がまとめられ、子ども一人ひとりの力を十分に伸ばすことのできる学習環境を整え、魅力ある教育を推進していくこととされました。その中で、こども園の施設整備・運営、幼稚園、保育園の再編や民営化について検討するとともに、教育、保育のニーズを適切に見込みながら関係機関と連携を図っていく必要があります。

次に、アンケート調査によると地域住民が優先的に取り組んでいきたい課題や問題について、「子どもの安全・安心の確保」が第1位に挙げられています。

近年、社会問題化している児童虐待の問題についても、子育ての不安に寄り添えるように、日頃から相談しやすい体制づくりと関係の構築を図ることが必要です。そのためには、児童虐待防止の広報や啓発の充実に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の機能強化や主任児童委員等との連携を図り、子どもの虐待（疑いを含む）を発見した際に、速やかに通告し連携、支援できる体制を強化することが求められます。また、子どもを事件や事故、貧困や虐待等から守るためには、地域ぐるみで見守る意識を高めることが必要です。さらに通学路の安全対策や防犯意識の醸成等、警察や生活安全関係機関との連携強化を図り、子どもの安全への注意喚起を継続して取り組むことで、子どもの大切な命を守っていかねばなりません。

#### 課題4 安心して暮らせる支援体制の構築についての課題

地域福祉を充実させるためには、ボランティア活動を活発化させることが必要です。

本町においても様々なボランティア活動が行われていますが、参加者の固定化がみられる等の課題があげられています。

アンケート調査からは、ボランティアへの参加状況は、「参加している」と「以前に参加したことがあるが、現在参加していない」を合わせても2割強と少なくなっているのに対し、「まったく参加したことはないが、今後参加したい」と回答した人は約3割を占めており、住民の約3人に1人はボランティアに関心があるということがうかがえます。

町民のボランティアへの参加意向、そこから活動へとつなげていくため、多様なボランティア活動メニューの提供と支援が必要です。その上で、現在地域で行われている様々な活動が継続され、活動の輪が広がるよう、後継者を育て、次世代の担い手に活動を継承していくための仕組みづくりが重要となります。

また、生活困窮者、ひとり親、高齢者のみ世帯、障がい者など支援が必要な人々が

増加しています。支援が必要な人の中には既存のサービスや行政の仕組みでは解決できない問題を抱える人も見受けられます。

成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進のもと、福祉サービス利用者の権利擁護をより一層充実していくことが求められます。

今後、複雑化多様化する福祉課題に対応するため施策分野ごとの相談支援機関等と行政機関、雇用、住宅等、保健福祉部局以外の行政機関内の関係課、社会福祉協議会や地域福祉活動団体が問題を共有し、連携して支援を行うことが重要です。複雑な相談内容に対しては、円滑に必要な専門機関へつなげられていない場合もあると考えられます。多様化複雑化している福祉ニーズや生活課題に対応できるよう、各相談窓口相互のネットワークの強化や情報提供の充実などが求められます。

また、アンケート調査では、福祉に関する情報や知識の入手手段について、「町の広報紙「広報きたがた」、「町内の回覧板」、「社会福祉協議会の広報紙「きたがた社協だより」となっています。支援が必要な人への情報提供の充実や、様々な相談機関の周知、円滑に専門的な相談機関へつながる仕組みづくりが必要です。

## 課題5 生活しやすい環境づくりの推進についての課題

高齢者や障がいのある人等に配慮したまちづくりを進めていくことは、すべての人が住みやすい社会になっていくことにつながります。

本町ではこれまでも、誰もが安心して外出できるまちづくりを目指して、道路、公共施設の整備等を推進してきました。

今後においても、高齢者や障がいのある人のみならず、誰もが住み慣れた家庭や地域で安全に安心して暮らし続けるためには、バリアフリー及びユニバーサルデザインの視点による生活環境の整備や地域コミュニティの向上が重要です。

移動手段の確保が課題となっており、今後も、移動が困難な人のための公共交通や福祉交通の充実、移動しやすい歩道、子ども連れや高齢者等に配慮した施設の整備など、誰もが利用しやすいまちの整備を進めることが必要となっています。

## 課題6 社会福祉協議会の機能強化・連携についての課題

社会福祉協議会は、地域住民が主体となって地域社会における社会福祉の問題を解決して、その改善向上を図るため、公私関係者の参加協力を得て、組織的活動を目的とする自主的な民間組織です。そして、ひとり暮らし高齢者や障がい者、ひとり親家庭への支援など、社会福祉協議会の支援は多岐にわたるため、地域住民のニーズやサービス利用者の多様化への対応が難しい状況となっています。

アンケート調査からは、北方町社会福祉協議会の認知度については、「名称を知っているし、どんな活動をしているかも大体知っている」人は 8.0%にとどまっており、認知度は必ずしも高いとは言えない状況にあります。また、「名称もどんな活動をしているかも知らない」と回答した人は、20 歳代で高くなっており、年齢が低いほど認知度は低くなる傾向にあります。

そのため、今後は社会福祉協議会の機能を強化し、町や住民、各種団体、福祉事業所とのさらなる連携に努める必要があります。

# 第3章

## 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

第2期計画では、『みんなで支えるコミュニティ「人間都市」の形成』を基本理念に掲げ、様々な施策を推進してきました。

本町では、今後も、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らしていけるよう、地域全体がつながりと信頼を深め、支え合う地域共生社会の構築を図っていくことが重要であると考えます。そのため、子どもから高齢者、障がい者まで、あらゆる年代の人が交流でき、町民の地域福祉の意識啓発を図り、地域の人々が協力し合い、町民自らがまちづくりを推進していくことができるよう、『つながりと信頼を深め、みんなで支え合うまち 北方』を基本理念として、施策を展開していきます。

[ 基本理念 ]

つながりと信頼を深め、みんなで支え合うまち 北方



## 2 計画の基本目標

### 基本目標 1 助け合い「安心できる」まちづくり

元気で生きがいを持ち、住み慣れた地域で、自分らしく生き生きと暮らしていくことは、誰もが抱く願いです。そのためには、身近な地域で人と人とのつながりを深めることは大変重要です。地域や近くの人との関わりを持つことで、ふれあいが生まれ、地域における支え合いの土壌が培われていきます。

居場所づくりの一つにサロン活動があります。地区の公民館等、身近な集会施設に高齢者等が集うこの活動は、茶話会や、趣味の活動、健康づくり、ゲーム、スポーツ、生涯学習など住民同士の交流を通じた楽しみや生きがいつくり、仲間づくりの一つになっています。

今後も引き続き、高齢者に限らず子どもも大人も地域の誰もが自由に参加でき、自分を生かしながら安心して過ごせる場所、そのような居場所づくりに取り組み、地域共生のまちづくりを進めます。

また、日頃から災害時に備えた安全・安心な地域づくりのため、災害を想定した地域住民による要支援者の支援体制づくりを進めます。

### 基本目標 2 日々の暮らしを「支える」生活環境づくり

様々な生活課題を地域全体の課題として捉え、地域で考え、話し合い、協力して解決していく生活支援体制づくりや、障がい者、生活困窮者などへの自立支援、介護予防や高齢者の生きがいつくりや健康づくり等を通して互いの人格と個性を尊重し、すべての人が地域で支え合いながら共生できる福祉社会づくりに取り組むとともに、様々な人が暮らしやすい地域社会を実現するためには、ユニバーサルデザインの視点が欠かせません。地域における共生を促進し、つながりを強めることで暮らしを支える生活環境づくりを進めます。

### 基本目標 3 「包括的」な相談・支援体制づくり

---

抱える日常生活の困りごとや課題について、誰もが気軽に相談でき、その人の課題や問題に寄り添った支援等ができるような仕組みづくりを推進します。そのために、地域の支援者や相談機関、専門職を含めたネットワークを活用した包括的な支援体制づくりを行います。

包括的な支援体制から見えてきた町の課題や問題から、福祉以外の生活基盤となる分野と連携し、中長期的かつ総合的な地域づくりのための支援体制づくりを進め、地域にフィードバックし、課題解決する循環体制づくりを進めます。

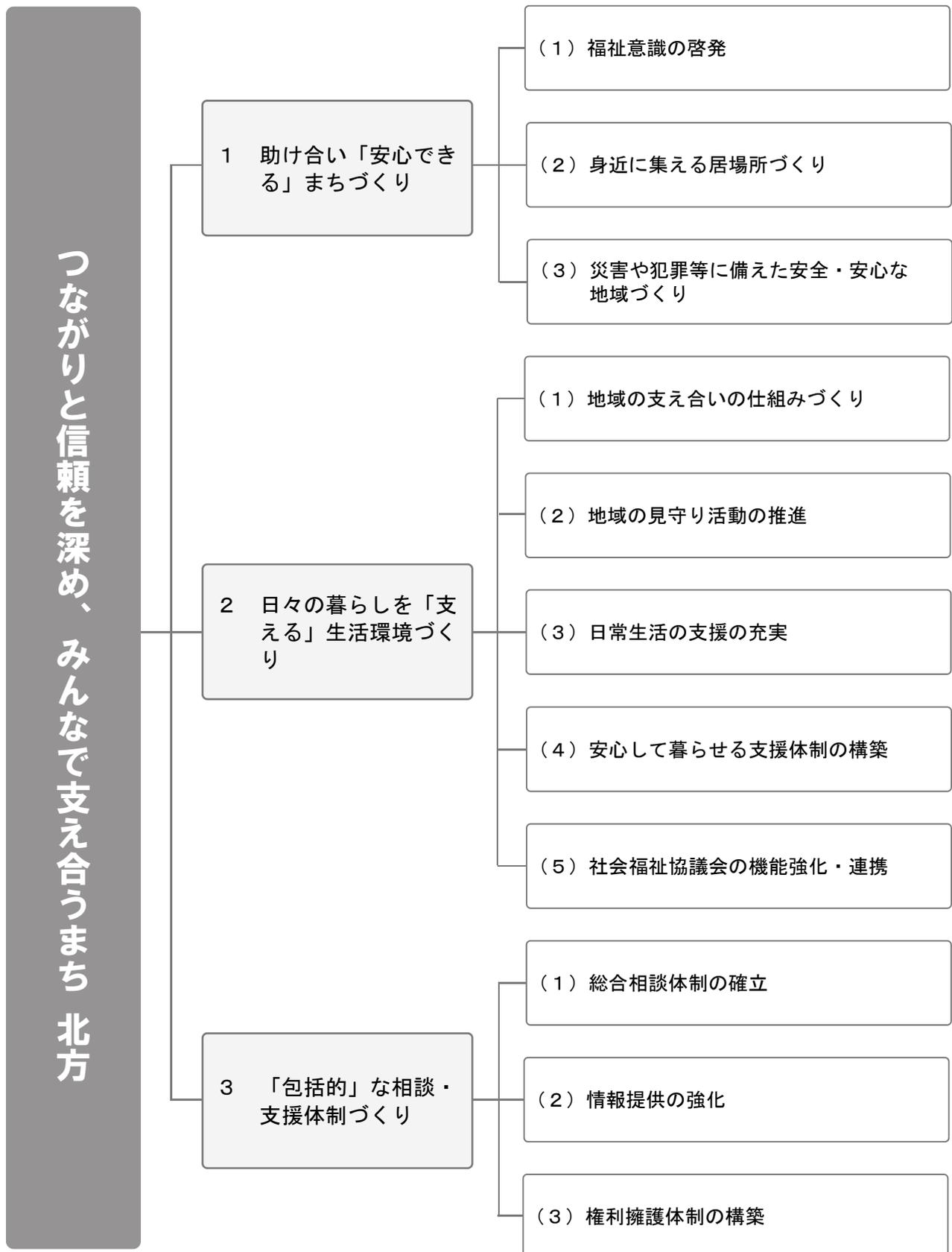
また、公的な福祉サービスとまらない「制度の狭間」にある問題や複合的な課題などを関係機関が連携し、総合的に対応できる相談・支援体制の構築に努めます。

### 3 計画の体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 基本施策 ]





## 施策の展開

### 基本目標 1 助け合い「安心できる」まちづくり

#### (1) 福祉意識の啓発

住み慣れた地域で誰もがともに安心して暮らしていくことができるよう、地域で互いに支えあうことが大切とする福祉意識の醸成を図り、障がいや認知症、社会的孤立の課題等に関して、住民一人ひとりが他人事を「我が事」へと意識を変えるための働きかけを行います。また、ボランティア講座などを開催して、意識啓発を図り、活動を通して地域での世代間交流を推進します。

#### 行政の取組

- 普段からの近所同士の付き合いが、平常時、災害時を問わず、支え合いの力となるので、「我が事・丸ごと」の精神を啓発します。
- 「福祉運動会」などの福祉事業を通して、協力団体との連携を図りながら福祉への理解や啓発を推進します。
- 学校や地域での集まりの場を活用し、職員による介護保険制度など福祉の授業や講座の実施を推進します。
- 教育の場で高齢者や障がい者の疑似体験用の教材の充実を図り、疑似体験等を通して福祉意識の啓発を図ります。
- ボランティアの養成やボランティアに関する講座の充実と参加促進を図り、体験等を通じて啓発や意識の高揚に努めます。
- 支え合いサポーター養成講座等を通して、高齢者虐待防止への意識啓発を図ります。
- 認知症についての正しい知識や接し方、認知症に対する意識が高まるよう、継続して認知症キッズサポーター養成講座を行い、小学生やその家族への意識啓発を進めます。

### 社会福祉協議会の取組

- 「北方福祉フェスティバル」や交流会などのイベントを通じて、住民の福祉意識の啓発を図ります。
- 福祉協力校（園）が、町や教育委員会、団体等の協力を得て実施する福祉教育活動に、今後も支援、協力を行います。
- 地域福祉啓発事業を開催し、福祉啓発に努めます。
- 懇談会により、町、社会福祉協議会、地域住民の役割を再確認し、住民の福祉意識の啓発に努めます。
- 町と共催している「福祉運動会」において、福祉への理解・啓発を推進します。
- 福祉教育活動が充実するように、内容の見直し等を検討しながら、福祉協力校・協力園連絡会を継続して行います。
- 福祉協力校（園）活動費補助事業を継続し、福祉教育活動の支援を行います。
- 継続して福祉標語の募集をすることで、学校で福祉を考える機会をつくり、福祉意識の啓発を図ります。

### 地域住民の取組

- 地域の福祉的な課題を、他人事として捉えないという意識を持つよう努めます。
- 福祉意識の大切さを認識し、大人から子どもへ世代を越えて伝えていきます。
- ボランティア活動に積極的に参加します。



## (2) 身近に集える居場所づくり

地域の中で、住民が孤立することなく、より絆を深め助け合う関係を広げるため、いつ行ってもいい、誰が行ってもいい共生型常設型の居場所づくりや、誰もが楽しめる機会づくりに努めます。

### 行政の取組

- ホッと・カフェを地域の居場所として周知啓発し、活性化を図ります。
- 地域の中で、より絆を深め助け合う関係を広げる共生型常設型の居場所づくりに努めます。
- 閉じこもりがちな男性の居場所を広げていきます。
- 地域における福祉ニーズや課題の把握に努めます。
- 地域住民が主体となった多世代交流活動を支援します。
- 地域に出向いて交流する移動子ども館や、伝統文化にふれる事業など、子ども館を拠点とした活動で多世代交流を図ります。
- もちつきや運動会など園や学校行事において、地域住民との交流を図ります。

### 社会福祉協議会の取組

- ふれあいいきいきサロン活動のない地域への設置を後押しし、地域の交流を進めます。また、担い手の発掘と活動に関する情報提供を行っていきます。
- 活動中のふれあいいきいきサロンへ、活動費助成や研修会、連絡会の開催の実施等を支援します。
- ふれあいいきいきサロン活動が広がるよう、多くの住民に情報が届くよう、社協だよりやホームページ、研修会などで活動の周知に努めます。
- ふれあい交流会を開催し、ひとり暮らし高齢者や障がい者の仲間づくりの機会を設けるとともに、多くの人に参加できる内容の検討を行っていきます。
- 男性を対象にした事業を開催し、社会参加のきっかけづくりや仲間づくりの機会を設けます。
- 高齢者と子どもの交流の機会をつくります。
- 「北方福祉フェスティバル」等、多世代が交流する機会を継続してつくります。
- 子どもから高齢者までの多世代交流できる居場所づくりを推進します。

## 地域住民の取組

- サロン活動や地域でのイベント（行事）に積極的に参加します。
- 障がい者、高齢者、子ども、外国人等幅広い層の交流の機会をつくれます。
- 住民活動団体は、誰もが参加したいと思える魅力ある活動を展開します。
- 地域の行事等に誰もが気軽に参加できる環境づくりや呼びかけに努めます。



### (3) 災害や犯罪等に備えた安全・安心な地域づくり

日頃から地域の中で、顔の見える関係づくりを大切にして、自主防災意識の啓発に努め、高齢者や障がい者をはじめとする避難行動要支援者の支援体制を構築していきます。また、住民同士がお互いに声をかけあって、犯罪被害に合わないよう見守りや意識啓発に努めます。

#### 行政の取組

- 広報紙等で「避難行動要支援者台帳（見守り台帳）」の周知を図り、登録を推進します。
- 支援の必要な人の情報（本人の同意を得た）を町から警察、消防機関及び自主防災組織（自治会）に提供し、要支援者の支援体制づくりの啓発強化を図ります。
- 避難行動要支援者台帳に登録した要支援者の置かれた環境や生活状況を把握して、避難のための個別支援計画等の策定を推進します。
- 災害時における要支援者のための福祉避難所の体制整備を促進します。また、福祉避難所となっている事業所との連携も図っていきます。
- 自治会が主体となる自主防災訓練などを開催し、住民の自助、互助の意識啓発に努めます。
- 特殊詐欺や悪徳商法など的高齢者が狙われやすい犯罪について、老人クラブなど的高齢者が集まる機会に、警察等と連携し犯罪にあわないよう注意喚起を行います。
- 防犯パトロールによる児童の下校時の見回りを継続し、不審者などによる犯罪に児童が巻き込まれないよう見守ります。

#### 社会福祉協議会の取組

- 住民に対し、防災の意識を高めるとともに、災害時におけるボランティア活動の推進を支援し、その連携等の仕組みづくりに努めます。
- 災害ボランティアセンターの運営が円滑に行える体制づくりに努めます。
- 災害ボランティア養成講座や連絡会を継続して開催し、地域の協力者を育成します。
- ふれあいいきいきサロンやふれあい交流会を通して、特殊詐欺や悪徳商法など的高齢者が狙われやすい犯罪について、情報提供を行い、注意喚起を行います。

## 地域住民の取組

- 地域の防災訓練に参加します。
- 災害時の要支援者に関する情報を地域住民と自治会で共有し、自助、互助意識を持って、自分たちで地域を守る体制づくりを進めます。



## 基本目標 2 日々の暮らしを「支える」生活環境づくり

### (1) 地域の支え合いの仕組みづくり

地域住民のつながりを深め、地域の支え合いの仕組みづくりに努めます。自治会の中で交流を深め、町、社会福祉協議会、民生委員児童委員、ボランティア団体など様々な活動主体との連携を強化します。

#### 行政の取組

- 自治会活動や地域サロンなど、地域ごとに集まる機会を活用したり、自治会役員、民生委員児童委員等が協議する機会を設けたりするなど、地域における課題について共有し、解決に向けて進むよう努めます。
- 自治会が中心になって行う祭りなどの伝統行事や清掃活動など、地域活動の多世代交流に対して支援をします。
- 普段から子育て支援や高齢者福祉事業などを推進する団体の活動状況などの情報を広報紙やホームページ等で提供し、地域住民の地域福祉への興味や関心を促進します。
- 生活支援コーディネーターと連携し、地域の支え合いの体制づくりを支援します。
- 自治会、民生委員児童委員協議会、医療機関、社会福祉法人、ボランティア団体、NPO 団体、民間サービス事業者等と幅広く連携、協働を進め、地域のネットワークづくりを推進し、地域住民が気軽に集まることのできる場所づくりを進めていきます。
- 地域住民・団体（事業者）・社会福祉協議会・行政の情報の連携を図り、福祉活動を展開するためのネットワークづくりを支援します。
- 広報紙やホームページ等を活用し、ボランティアに関する情報提供を充実させます。
- 住民主体によるボランティア活動の場の確保を図ります。
- ボランティアの養成やボランティアに関する講座の充実を図り、シルバー世代等潜在的なボランティア人材を掘り起こして、ボランティアを増やすような取り組みをします。

### 社会福祉協議会の取組

- 福祉関係団体等への活動費補助事業を継続し、活動支援に努めます。
- 行政と共に、地域のネットワークづくりを推進します。
- 福祉推進委員活動の周知啓発を進め、強化を図ります。
- 社協だよりやホームページ等による地域福祉活動の情報発信を行います。
- 行政、福祉団体等との情報の連携を図り、福祉活動を展開するためのネットワークづくりに努めます。
- ボランティア、NPO団体の活動支援に努めます。
- 活動者のニーズを把握し、ボランティア、当事者活動、住民活動の環境整備に努めます。
- ボランティア養成講座や研修会を通して、地域活動の担い手を発掘、育成に努めます。
- 子どもから高齢者まで多世代が集える交流拠点の整備を検討します。

### 地域住民の取組

- 自治会や班と民生委員児童委員等が連携して、地域の状況等を把握し、地域で支え合う関係づくりに努めます。
- 地域の人たちが集まるスペースを利用して、それぞれの住民の顔が分かるような取り組みを進めます。
- 子ども会活動を起点とした地域交流の場づくりを進めます。
- 地域で多世代の地域交流の場をつくります。
- 身近なボランティア活動への参加に努めます。

## (2) 地域の見守り活動の推進

ひとり暮らしや認知症の高齢者の見守りや声かけ等、地域の見守り活動を地域住民や民生委員児童委員、ボランティア、各種団体等の連携のもとで推進します。

高齢者の虐待など様々なケースに対応するため、関係者間でのネットワーク体制の充実を図ります。また、子どもが犯罪や交通事故に巻き込まれることがないよう地域での見守り活動や交通安全啓発活動、防犯講習会等を実施していきます。

### 行政の取組

- 地域で安否確認や声かけ等の支援ができるように、地域福祉の推進のための活動に取り組む住民（ボランティア等）の養成や支援を図ります。
- 支え合い見守りネットワーク協定を結ぶ事業者の拡大を行い、より地域に密着した見守り活動を推進します。
- ひとり暮らしの高齢者について、万が一の時に備えた「緊急通報システム」の設置を今後も推進するとともに、設置者への訪問を行い、設置状況、使用方法の確認等をしていきます。
- 認知症により行方不明になる可能性のある方や、その家族が安心して生活できるよう、見守りシールや個人賠償責任保険の利用を推進します。
- 見守りボランティアの登録者数を増やすことや個々のスキルの向上を図り、今後増えていく見守り対象者に対応できるように努めます。
- 認知症について正しい知識や接し方について理解を深めるため、認知症サポーター養成講座を開催し、さらなる認知症サポーターの育成を図ります。
- 「避難行動要支援者台帳」の整備や更新を行い、平常時より地域での要支援者の把握、支援に努めます。
- 精神保健福祉ボランティア講座を継続し、精神保健福祉を啓発するとともにボランティアの育成に努めていきます。
- 各種防犯講習会や交通安全啓発活動を通じて、地域見守り体制の充実を図ります。
- 要保護児童対策地域協議会を定期的に行い、児童虐待等の課題に取り組むため、主任児童委員や子ども相談センター等の関係機関との連携強化に努めます。
- 子育て世代包括支援センターと連携し、乳幼児健診や健康相談、家庭訪問など様々な機会を通して子育て家庭の安心安全な地域づくりを支援します。
- 小学校ごとのスクールガードリーダーや登下校安全巡視員等による児童の下校時の見守りを継続します。

### 社会福祉協議会の取組

- 配食サービスなどの事業を活用して、地域のひとり暮らし高齢者の安否確認を引き続き実施していきます。
- 障がいのある人たちとの交流活動を支援します。
- 安否確認を1つの目的に、ひとり暮らし高齢者交流会を継続して開催します。
- 地域包括支援センターと継続して見守り活動の情報交換を行います。
- 各種研修会、講演会に、子どもの見守りの重要性の周知啓発を促進するとともに、見守る運動の啓発に努めます。
- 子どもを地域で見守る体制づくり事業を、ボランティア団体等の住民の意見を聞き、協力を得て検討します。
- 民生委員児童委員など支援者との関係を構築できるような、生活困窮世帯やひとり親家庭への支援事業を検討します。
- 地域の見守り活動を進めるために子ども、高齢者、障がい者との交流活動を支援します。

### 地域住民の取組

- 地域で手軽に取り組める仕組みづくり（見守り、声かけ、ごみ出し支援等）に協力していきます。
- 社会福祉協議会による高齢者への安否確認のための訪問にボランティアで参加します。
- ひとり暮らし高齢者や障がいのある人等の話し相手、見守り支援に参加します。
- 登下校の見守りボランティアやながら見守りに参加します。

### (3) 日常生活の支援の充実

子どもや子育て家庭、高齢者、障がいのある人、生活困窮者などに対して、身近な地域での気軽な相談から専門的な相談まで、様々な日常生活の問題に対して支援体制の充実を図り、関係機関等と連携を図りながら、支援を必要とする人へのニーズに応じた情報提供やサービスの利用促進に努めます。

#### 行政の取組

- 町や地域包括支援センターにて、要介護高齢者の介護相談を行い、適切な介護保険サービスの利用につながるよう努めます。
- 認知症カフェなど、介護者の相談や同じ悩みを持つ介護者同士の交流会等リフレッシュできる機会をつくり、気軽に集える居場所づくりを促進します。
- 老人クラブやふれあいいいきサロンなどに出向いた際や、介護予防教室の機会に、認知症の正しい理解や認知症高齢者への対応について啓発します。
- いきいき百歳体操などの介護予防事業の拠点施設を増やすことで、より近くで住民参加ができるようにして、介護予防の充実を図ります。
- 子ども館や子育て支援センターなどにおける行事内容の充実を図り、子どもの居場所づくりや子育て世帯の支援を図ります。
- ちびっこルームやきらり講座などの親子を対象とした交流機会の提供を継続し、子育て世帯の仲間づくりなどの支援をします。
- 妊娠届から産後、乳幼児期を通して継続的に関わり、母子の心身の状態に応じて、適時適切な支援につながるよう努めます。
- ファミリーサポートセンターによる一時預かり事業の周知、活性化に努めます。
- 保育園での未満児保育や延長保育について、関係機関と連携を図りながら実態にあわせた対応を図ります。
- 子育て世代包括支援センターを中心とした子育てに関する相談窓口のワンストップ化に努めます。
- 子育て支援ガイドや子育てハンドブックの内容を充実させ、子育て関連の情報提供に努めます。
- 放課後児童クラブと放課後子ども教室などが連携し、放課後に児童が安全安心に過ごす居場所の選択ができるよう関係機関と連携を図ります。
- 北方学園構想を推進し、子ども一人ひとりの力を十分に伸ばすことのできる環境の整備を図ります。

- 福祉事務所と連携をすることにより、生活困窮者世帯の福祉、就労、住宅の相談体制を充実させるとともに福祉、保健、医療、教育、就労、住宅等の各分野との横断的な連携を図ります。
- 生活保護世帯や生活困窮世帯等に対して支援につながる制度やサービスについて整理し、適正な援助、支援を推進します。

### 社会福祉協議会の取組

- 必要に応じて、介護保険等サービス利用の紹介をし、関係機関へつなぎます。
- 窓口対応や事業を通して、認知症の早期発見に努めます。
- 関係機関と連携して、見守り等の支援を行います。
- 関係機関と連携して、要介護高齢者の介護相談を行います。
- 地区懇談会等を通して、子育てにおいて必要な支援を見つけ、子育て支援事業を検討します。
- 岐阜県社会福祉協議会と連携し、生活に困窮している世帯の支援をします。
- 生活福祉資金の貸付相談を行うとともに生活改善計画を提案し、世帯の自立更生を支援します。
- 高齢者も障がい者も福祉サービスが利用できる共生型サービスの検討を行います。
- 事業を通じて、日常生活の困りごとを拾い上げ、福祉サービスへ反映させるよう努めます。

### 地域住民の取組

- 地域において、生活支援ボランティアに協力します。
- ご近所同士、助け合い精神で家事サポートする体制づくりに努めます。

## (4) 安心して暮らせる支援体制の構築

誰もが利用しやすい「ユニバーサルデザイン」の考えに基づき、誰もが安心して外出できるまちづくりを目指して、道路、公共施設の整備等を推進し、やさしい思いやりのあるまちづくりの実現を目指します。

また、移動が困難な人のための公共交通や福祉交通の充実など、誰もが交通機関を利用しやすいよう支援に努めます。

### 行政の取組

- 歩道の段差解消など高齢者や障がいのある人など誰もが歩行しやすい空間を整備し、住みよいまちづくりを推進します。
- 地域包括支援センターで介護保険制度を利用した必要な住宅改修等の相談支援、普及、啓発を推進し、バリアフリーの充実を図ります。
- 高齢者や障がいのある人に介護保険制度や障がい福祉サービスの制度を利用した外出支援の仕組みを啓発し、外出の機会を得られるよう、支援に努めます。
- 高齢者や障がいのある人へのバス利用による外出支援として、アユカの補助の促進に努めます。
- 高齢者や重度障がい者を対象とした指定病院までのタクシー料金助成事業の周知と利用促進を図ります。

### 社会福祉協議会の取組

- 福祉用具の必要なニーズを把握するとともに、制度を利用できない方への一時的な貸出しを継続して行います。
- 利用できる制度やサービスの紹介をし、関係機関との連携を図ります。
- 町からの委託事業である、外出支援車貸出し事業の利用促進とPRに努めます。

### 地域住民の取組

- 住宅改修等介護保険制度を効果的に活用します。
- 買い物支援ボランティアに協力します。

## (5) 社会福祉協議会の機能強化・連携

福祉を取り巻く環境が大変する中、社会福祉協議会は地域福祉活動の推進者として、「魅力的な福祉のまち・北方町の創生」に向け、広報活動の強化やイベントを通し、役職員一丸となって、積極的に事業へ参画する体制の整備、確立に努めます。

社会福祉協議会の自主性、主体性を高め、民間組織にふさわしい柔軟性や即応性のある活動を行うため、自主財源の確保や各種助成金の積極的な受給、更にはその有効活用に努めます。

また、地域福祉を推進する上で、民生委員児童委員をはじめとする福祉団体、サロン推進者、福祉協力校（園）、福祉事業所、ボランティア、行政などとも協働、連携することにより、関係者のやりがいや満足はもとより、地域住民の方々からの高い信頼を集められる組織を目指します。

### 社会福祉協議会の取組

- 行政との連携強化のため、関係課との定期的な連絡会議を開催します。
- それぞれの事業に必要な専門性を持った職員を確保・育成するために、各種研修会への参加を積極的に勧め、必要に応じた資格取得に努めます。
- 社会福祉協議会事業の理解を深め、社協会費に協力してもらえよう努めます。
- 地域住民に社会福祉事業への寄付金や共同募金への理解を深めてもらうとともに、効果的な活用に努めます。
- 国、県、町及び民間が実施している各種制度事業や補助事業の積極的な活用を図ります。
- 社会福祉協議会の活動内容を社協だよりやホームページ等で広く住民に広報し、社協事業への理解促進を図ります。
- 民生委員児童委員協議会を始め福祉団体と協働し地域福祉活動を推進します。

## 基本目標3 「包括的」な相談・支援体制づくり

### (1) 総合相談体制の確立

高齢者、障がい者、子どもなどの日常生活の困りごとや福祉サービスの適切な利用などについて、分野を問わず包括的に相談を受け、支援をするため、地域と関係機関との連携を図り、横断的な相談支援体制の充実を図ります。

また、公的な福祉サービスの対象とならない「制度の狭間」にある問題、複合的な課題など各分野が連携し、総合的に対応できる相談体制の構築に努めます。

#### 行政の取組

- 地域包括支援センターを中心に、保健センターと連携し、高齢者の相談の充実に努めます。
- 福祉、医療、教育、住宅、就労、防災、防犯等の相談窓口の連携を図ります。
- 子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠届から乳幼児期にいたるまで、継続的なつながりの中で、他機関と連携して、より充実した支援が提供できるように努めます。
- プライバシーに配慮した窓口対応、相談支援に努めます。
- 相談機能の充実と相談スタッフの資質向上を図るとともに、必要に応じて専門の窓口の設置に努めていきます。
- 地域で身近な福祉相談や福祉推進のための活動を行っている民生委員児童委員の相談活動の充実を図ります。
- 専門的な知識や技術を持った相談員の育成を図ります。

#### 社会福祉協議会の取組

- 介護保険、ボランティア、その他福祉に関する相談の充実を図るとともに、様々な事業を通じて必要に応じて窓口へつなぐ仕組みを構築していきます。
- 地域福祉を担う職員の専門的な知識や技術の習得に向けた研修への参加を推進します。
- 日常生活の困りごとを受け止め、関係機関と連携して対応します。

### 地域住民の取組

- 身近な相談窓口を利用し、問題の早期解決に努めます。
- 近隣の人との日常的な付き合いを通じて、支援が必要と感じた人を発見した場合は、民生委員児童委員や専門の相談窓口につながります。



## (2) 情報提供の強化

誰もが安心してサービスを利用できるよう、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援、健康づくりなどに関する情報の提供体制の充実を推進します。

### 行政の取組

- 広報紙やホームページ等による情報媒体を活用した地域包括支援センターなどの相談機関の周知や情報提供を図ります。また、他の機関との連携を図る中で、情報の共有化をします。
- 福祉サービスに関する情報の提供、相談体制の充実を図るとともに、必要に応じて窓口へつなぐ仕組みを構築していきます。
- 専門的知識を持った相談員の配置に努めます。

### 社会福祉協議会の取組

- 地域住民への福祉情報の発信を目的として「社協だより」等を発行します。
- 社会福祉協議会事業の周知や諸制度の理解促進、情報提供を目的として、リーフレット等を作成します。
- 社会福祉協議会のホームページなどの多くの情報媒体を活用し、福祉情報やボランティア情報の発信を行います。

### 地域住民の取組

- 福祉の総合相談窓口を利用し、各種相談窓口や制度についての情報収集に努めます。

### (3) 権利擁護体制の構築

近年、ひとり暮らしや認知症の高齢者等を狙った悪質な販売業者による被害や、特殊詐欺などの被害が増えています。こうした被害を防ぐため、啓発活動に力を入れるとともに、障がいや高齢などにより判断能力が十分でない人も、地域の中で安心して生活を送ることができるように権利擁護に関する権利擁護支援センターなどの機関と連携し、成年後見制度への理解促進や利用の支援をしていきます。

#### 行政の取組

- 権利擁護を目的とする権利擁護支援センターなどの関係機関と連携し、成年後見制度の普及、啓発に努め、必要に応じて制度利用の支援をします。
- 地域包括支援センターを中心として、成年後見制度についてのPR活動を充実させ、制度の理解の促進に努めます。

#### 社会福祉協議会の取組

- 日常生活自立支援事業についてのニーズを把握するとともに、様々な機会に情報発信を行い、利用促進を図ります。
- 認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等への福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等の援助を行います。
- 担当者、生活支援員の資質を高め、サービスの質の向上を図ります。
- 成年後見制度について、PR活動の充実を図ります。また、行政も含めた、体制の整備を検討していきます。

#### 地域住民の取組

- 身近な相談窓口を利用し、問題の早期解決に努めます。
- 近隣の人との日常的な付き合いを通じて、支援が必要と感じた人を発見した場合は、民生委員児童委員や専門の相談窓口につながります。



# 計画の推進にあたって

## 1 計画の推進体制

地域福祉は、地域活動を支える自治会や各種団体、民生委員児童委員、ボランティア団体、NPO法人、福祉サービス事業者、町や学校等の行政機関、社会福祉協議会など様々な人々や関係機関が地域住民との協働によって、その向上を図っていくことが大切です。

このような地域福祉を担う様々な組織、団体がそれぞれの役割を認識し、地域住民を中心とした地域福祉を推進していくことが必要です。

### (1) 地域住民の役割

地域住民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。今後は地域福祉の担い手として、自らボランティア等の社会活動に積極的かつ主体的に参加することや自治会や班などで支え合う関係をつくっていくといった役割が求められています。

### (2) 福祉サービス事業者の役割

福祉サービスの提供者として利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携に取り組むことが必要です。また、地域福祉のニーズに基づく新たなサービスや住民の福祉への参加の支援や福祉のまちづくりへの参画が求められています。

### (3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の経営者や社会福祉に関する活動者が参加する団体であり、地域福祉を推進するために様々な事業を行っています。

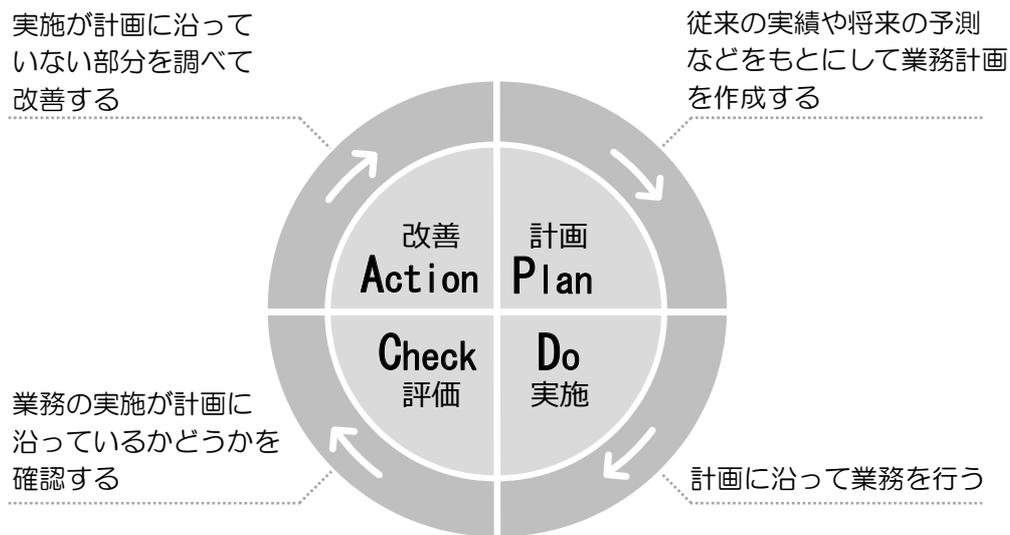
地域福祉の推進を担う団体として、身近な地域での住民への支援や地域の組織化を推進していきます。そのため、町と社会福祉協議会が連携しながら、本計画に基づく各事業を推進していく体制が重要となります。また、各地区、各校区できめ細かな地域福祉活動を推進する必要があり、地域の関連機関や団体と連携し、地域の実情に応じた活動を行っています。

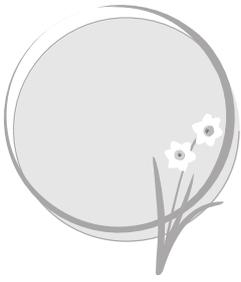
## (4) 町の役割

地域福祉の推進にあたって、町は住民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。それを果たすために、地域福祉を推進する関係機関、団体等の役割を踏まえながら、相互に連携、協力を図るとともに、住民のニーズの把握と各地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

## || 2 計画の評価・点検

本計画は、地域住民、地域活動を支える自治会や各種団体、ボランティア、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、町等が連携し、着実に推進していきます。このため、計画の進行管理については、地域福祉推進協議会において、年1回程度、事業の進捗、検討、評価、見直しを行っていきます。





## 参考資料

### 1 北方町地域福祉計画推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく北方町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、北方町地域福祉計画推進協議会（以下「協議会」という。）の設置に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) 北方町地域福祉計画の進捗状況を確認すること。
- (2) 地域福祉の推進のための取組及び地域福祉計画の見直しを検討すること。
- (3) その他協議会の設置の目的を達成するため町長が必要と認める事項

(組織等)

第3条 協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 地域住民の代表者
- (2) 社会福祉の関係団体の代表者
- (3) 社会福祉に関する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) その他町長が必要と認めたる者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(議事)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見や説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、役場福祉健康課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年2月2日から施行する。

附 則（平成25年告示第15号）

この要綱は、公表の日から施行する。

## 2 北方町地域福祉計画推進協議会委員名簿

	氏 名	所 属
会 長	大平 喜義	北方町自治会連絡協議会
副会長	水野 忠明	北方町民生委員児童委員協議会
	山下 靖代	岐阜地域福祉事務所
	八代 勝秋	北方町老人クラブ連合会
	神谷 肇	北方町身体障がい者協会
	市橋 千尋	北方町婦人会
	大橋 里美	北方町子ども会育成協議会
	大熊 龍夫	青少年推進員会
	後藤 三郎	北方町支え合い地域づくり協議体
	小森 悦子	北方くらし助け愛隊
	寺田 知利子	NPO法人 ままプラザほっと

---

## 第3期北方町地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行日：令和2年3月

発行：北方町役場 福祉健康課

〒501-0492 岐阜県本巣郡北方町長谷川1丁目1番地

電話：058-323-1119

社会福祉法人 北方町社会福祉協議会

〒501-0431 岐阜県本巣郡北方町北方1345番地の2

電話：058-324-6550

---